

下関市教育委員会 2月定例会 資料

令和5年2月28日（火） 9：30～

教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表	P 1
------------	-----

[議案]

第5号 令和5年度教育予算について	P 2
第6号 令和4年度教育予算の補正（3月）について	P 18
第7号 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則	別冊①
第8号 製造請負契約の一部変更について	P 25
第9号 下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則	P 29

[報告]

○下関市教育委員会の組織改編について	別冊①
○下関商業高等学校「スクール・ミッション」の制定について	P 31
○令和5年度 下関市学校指導上の努力点について	P 33
○給食費の改定について	別冊①
○令和5年度公民館等の開館時間の短縮について	P 54
○綾羅木郷遺跡史跡指定記念日イベント開催に伴う 考古博物館開館の夜間臨時開館について	P 56
○キャッシュレス決済導入実証事業の開始について	P 58
○下関市豊浦勤労青少年ホーム・下関市立黒井公民館の 集約化計画について	P 59

教育委員会定例会 日程表

令和5年2月28日（火） 9時30分から

下関市教育センター 3階 中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程1

【議案】

第5号	令和5年度教育予算について	教育政策課
第6号	令和4年度教育予算の補正（3月）について	教育政策課
第7号	下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則	教育政策課
第8号	製造請負契約の一部変更について	学校保健給食課
第9号	下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則	幼児保育課

日程2

【報告事項】

下関市教育委員会の組織改編について	教育政策課
下関商業高等学校「スクール・ミッション」の制定について	学校教育課
令和5年度 下関市学校指導上の努力点について	教育研修課
給食費の改定について	学校保健給食課
令和5年度公民館等の開館時間の短縮について	生涯学習課
綾羅木郷遺跡史跡指定記念日イベント開催に伴う考古博物館開館の夜間臨時開館について	文化財保護課
キャッシュレス決済導入実証事業の開始について	歴史博物館
下関市豊浦勤労青少年ホーム・下関市立黒井公民館の集約化計画について	豊浦教育支所

日程3

【その他】

■次回開催予定 令和5年3月29日（水）

R5. 3月							R5. 4月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4							1
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29
							30						

閉会

下関市教育委員会
議 案 第 5 号

令和5年度教育予算について

上記の議案を提出する。

令和5年2月28日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

令和5年度教育予算について

令和5年度教育予算について、別紙のとおりとする。

提案理由

令和5年第1回市議会定例会に議案として提出するため。

歳 出

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	前 年 度 対 比
1 議会費	569,155	575,860	△ 6,705
2 総務費	9,967,673	10,809,844	△ 842,171
3 民生費	46,645,432	46,624,348	21,084
4 衛生費	13,075,503	13,259,616	△ 184,113
5 労働費	471,021	197,829	273,192
6 農林水産業費	5,581,603	3,988,470	1,593,133
7 商工費	5,762,188	5,939,632	△ 177,444
8 土木費	13,153,959	12,523,711	630,248
9 消防費	3,370,635	3,398,837	△ 28,202
10 教育費	11,220,291	8,473,616	2,746,675
11 災害復旧費	110,000	55,000	55,000
12 公債費	12,492,540	13,093,237	△ 600,697
13 予備費	100,000	100,000	0
歳 出 合 計	122,520,000	119,040,000	3,480,000

(単位：千円)

[illegible]

令和5年度 教育委員会予算(案)総額

① R5予算(案)

単位:千円

予算(案)総額	一般財源	特定財源
8,035,632	5,984,009	2,051,623



② R4予算

単位:千円

予算総額	一般財源	特定財源
7,270,835	6,022,746	1,248,089

③ 【R5とR4予算額の比較】

単位:千円

①-②

総額	一般財源	特定財源
764,797	△ 38,737	803,534

■令和5年度当初予算 教育委員会主要事業一覧

NO.	事業名	所管課	事業種別
1	内日中学校区新しい学校づくり	教育政策課 学校支援課	ハード
2	G・I・G・Aスクール構想推進事業	教育研修課	ソフト
3	小・中学校体育館照明LED化事業	学校支援課	ハード
4	学校トイレ快適化事業	学校支援課	ハード
5	学校施設長寿命化事業（大規模改修）	学校支援課	ハード
6	学校給食費支援事業	学校保健給食課	ソフト
7	学校給食施設再編整備事業	学校保健給食課	ハード
8	菊川ふれあい会館改修事業	生涯学習課	ハード
9	生涯学習プラザ改修事業	生涯学習課	ハード
10	三吉家資料公有化事業	文化財保護課	ソフト
11	電子図書館整備事業	中央図書館	ソフト

事業名	内日中学校区新しい学校づくり		
予算区分	一般会計 教育費 教育総務費 事務局費 / 小学校費 学校管理費 / 中学校費 学校管理費		
総合計画の体系	第3章 第3節 学校の教育力の向上	実施計画番号	—
担当課名	教育政策課 / 学校支援課	開始年度	令和4年度

1 事業の概要・取組

概要	下関市立学校適正規模・適正配置基本計画に基づき、下関市立内日小学校・内日中学校による小中一貫教育校を令和6年4月に開校するための環境整備を行う。
令和5年度の主な取組	小中一貫教育校として開校するにあたり必要となる校章、校名板の改修工事や、備品の購入及び物品移転等を行う。

2 施設の概要、計画等

○第3期 下関市立学校適正規模・適正配置基本計画（適正化モデル）

対象校		小中一貫教育	学校位置
内日小	内日中	○	内日小

○校章、校名板改修



○令和4年12月補正予算

- ・事業費：90,900千円
- ・事業内容：教室等改修工事

3 予算情報

(単位:千円)

年度		R3決算	R4予算	R5予算	R6予定	R7予定
事業費				9,140		
主要な経費	委託料			2,960		
	工事請負費			2,000		
	備品購入費			3,500		
財源	国庫・県支出金					
	市債					
	その他特定財源					
	一般財源			9,140		

事業名	G I G Aスクール構想推進事業		
予算区分	一般会計 教育費 教育総務費 事務局費		
総合計画の体系	第3章 第2節 一人ひとりの生き抜く力の育成 第3章 第3節 学校の教育力の向上	実施計画番号	33
担当課名	教育研修課	開始年度	令和3年度

1 事業の概要・取組

概 要	下関市のICT活用教育をより一層推進するため、教職員のICT活用に関する実践的な指導能力の向上を目指した研修支援の充実を図るとともに、学校におけるICT環境の整備を進める。また、ICT機器の活用推進に伴う課題の解決や、より一層の利活用に向けた支援体制の充実を図る。
令和5年度の 主な取組	1. G I G Aスクール運営支援センター整備による支援体制の強化 2. フィルタリング機能付き授業支援ソフトの活用による I C T 教育の充実 3. プログラミング教育ソフトの検証モデル事業の実施

2 事業の目標指標(活動指標)

指標説明	単位	R3(実績)	R4	R5	最終(R6年度)
授業におけるICT機器活用に関するアンケートで肯定的回答をした教員の割合	%	84	90	95	100

3 参考情報

- G I G Aスクール運営支援センター整備事業（令和3年度～）
【サポート内容】・ICT機器の操作方法等に関する問い合わせ対応
・ICT機器活用における教職員への研修支援・端末設定支援、ネットワーク点検 等
- フィルタリング機能付き授業支援ソフト活用（令和3年度～）
【機能】・アンケート作成・教材等データ送受信・意見交換、情報共有 等
- プログラミング教育推進事業（令和5年度～）
【事業内容】モデル中学校にプログラミング教育ソフトを導入する。
1人1アカウントを付与して基礎知識を学習し、身についたスキルを探究的な学び、学校・地域の課題解決に向けて活用する。

4 予算情報

(単位:千円)

年 度		R3決算	R4予算	R5予算	R6予定	R7予定
事業費		9,680	38,971	41,694	未定	未定
主要な経費	GIGAスクール運営支援センター整備事業	9,680	19,545	18,586		
	授業支援ソフト活用		19,426	18,653		
	プログラミング教育推進事業			4,455		
財源	国庫・県支出金	9,680	38,971	9,293		
	市債					
	その他特定財源					
	一般財源			32,401		

事業名	小・中学校体育館照明LED化事業		
予算区分	一般会計 教育費 小学校費 学校管理費 / 中学校費 学校管理費		
総合計画の体系	第3章 第3節 学校の教育力の向上	実施計画番号	—
担当課名	学校支援課	開始年度	令和2年度

1 事業の概要・取組

概要	水俣条約に基づき、2021年以降水銀を使用した製品の製造、輸出、輸入が原則禁止となり、水銀灯等を使用した体育館の高天井照明器具の製造も中止となっているため、体育館の高天井照明器具のLED化を推進するもの。
令和5年度の主な取組	小学校2校、中学校3校のLED化を行う。

2 施設の概要、計画等

■対象施設及び事業内容

小学校33校、中学校18校の体育館高天井照明器具LED化工事

■スケジュール

	R2	R3	R4	R5	R6	計
小学校	8校	7校	7校	2校	9校	33校
中学校	6校	5校	2校	3校	2校	18校
計	14校	12校	9校	5校	11校	51校

3 予算情報

(単位:千円)

年度		R3決算	R4予算	R5予算	R6予定	R7予定
事業費		35,320	28,600	25,000	42,750	
主要な経費	工事請負費	35,320	28,600	25,000	42,750	
財源	国庫・県支出金					
	市債	31,600	25,700	22,500	38,400	
	その他特定財源					
	一般財源	3,720	2,900	2,500	4,350	

事業名	学校トイレ快適化事業			
予算区分	一般会計 教育費 小学校費 学校建設費 / 中学校費 学校建設費			
総合計画の体系	第3章 第3節 学校の教育力の向上	実施計画番号	35	
担当課名	学校支援課	開始年度	令和3年度	

1 事業の概要・取組

概要	新しい時代の学びを支える安心・安全な教育環境の実現に向けて、より良い教育活動を行うためには、機能性の確保は必要不可欠である。 学校トイレの老朽化による5K（暗い、汚い、臭い、怖い、壊れている）により、トイレを我慢することによる体調不良などが問題となっていることから、児童・生徒の教育環境改善のためにトイレの大規模改修を行う。
令和5年度の主な取組	小学校2校、中学校1校のトイレの大規模改修を行う。

2 施設の概要、計画等

■「トイレ快適化事業」基本方針

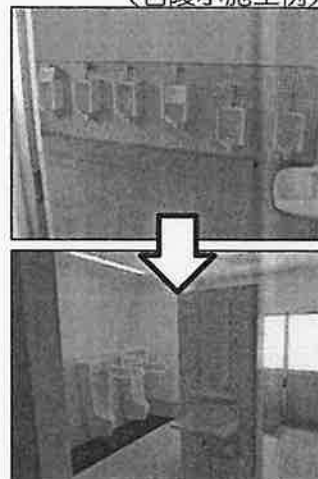
- ・ 長寿命化改良まで10年以上の期間を要するため、先行してトイレ改修を行う。

■各年度の実施内容

- ・ 委託内容：アスベスト調査委託、スラブ構造検討委託
- ・ 工事内容：トイレの洋式化・乾式化、床の段差解消、内装改修（トイレブース・照明器具の更新）

	R3	R4	R5	R6	R7	合計
小学校	2	1	2	2	2	9
中学校	2	1	1	2	2	8

(名陵小施工例)



3 予算情報

(単位:千円)

年度		R3決算	R4予算	R5予算	R6予定	R7予定
事業費		1,403	125,000	205,000	378,308	378,308
主要な経費	工事請負費		122,000	202,000	376,481	376,481
	委託料	1,196	1,720	2,601	1,650	1,650
	事務費	207	1,280	399	177	177
財源	国庫・県支出金		30,522	40,298	59,915	59,915
	市債		45,700	60,300	107,800	107,800
	その他特定財源 (基金繰入金)		20,000	104,000		
	一般財源	1,403	28,778	402	210,593	210,593

事業名	学校施設長寿命化事業（大規模改修）		
予算区分	一般会計 教育費 中学校費 学校建設費		
総合計画の体系	第3章 第3節 学校の教育力の向上	実施計画番号	35
担当課名	学校支援課	開始年度	令和2年度

1 事業の概要・取組

概要	学校施設の構造体の劣化対策やライフラインの更新などにより、建物の耐久性を高め、施設の長寿命化を図るもの。
令和5年度の主な取組	勝山中学校において、特別普通教室棟（校舎11）の大規模改修工事に着手する。 また、特別教室棟（校舎22）の工事契約、管理特別普通教室棟（校舎14）の実施設計を行う。

2 施設の概要、計画等

■工事内容

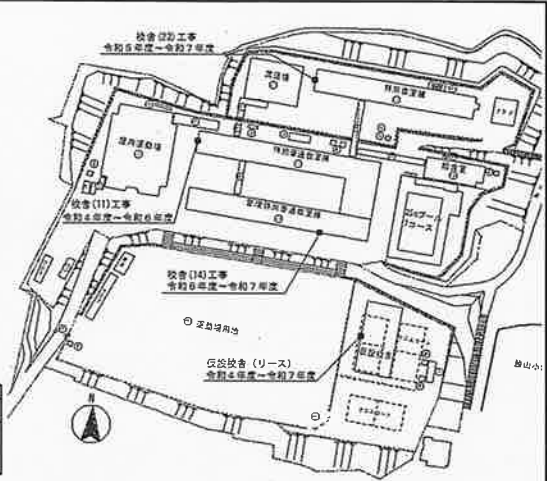
構造体の劣化改修、水道、電気、ガス管等の
ライフラインの更新など。

■事業スケジュール（勝山中学校）

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7
長寿命化調査（老朽化調査）	←	→				
実施設計		←	→			
仮設校舎（リース）			←	→		
特別普通教室棟（校舎11）工事				←	→	
特別教室棟（校舎22）工事					←	→
管理特別普通教室棟（校舎14）工事						←

■債務負担行為の設定

	期間	限度額	国費	市債	一財
特別教室棟改修工事	R6～R7	598,000	99,226	178,600	320,174



3 予算情報

（単位：千円）

年度		R3決算	R4予算	R5予算	R6予定	R7予定
事業費		5,606	36,800	378,000	748,235	707,771
主要な経費	工事請負費			316,000	700,916	660,452
	使用料及び賃借料		10,800	46,325	46,325	46,325
	委託料	5,606	26,000	15,000	994	994
財源	国庫・県支出金		3,600	74,753	142,688	140,541
	市債		14,000	148,000	256,900	225,000
	その他特定財源 （基金繰入金）			155,000		
	一般財源	5,606	19,200	247	348,647	342,230

事業名	学校給食費支援事業			
予算区分	一般会計 教育費 保健体育費 保健体育総務費/学校給食共同調理場費			
総合計画の体系	第3章 第3節 学校の教育力の向上	実施計画番号	—	
担当課名	学校保健給食課	開始年度	令和5年度	

1 事業の概要・取組

概要	物価高騰等の影響を受けている子育て世帯の生活支援のため、ポートレース未来基金を財源として、市立小・中学校の給食費の半額以上を市が支援し保護者負担の軽減を図る。(実施予定期間: 令和5年度～令和7年度)
令和5年度の主な取組	給食費の半額以上を市が負担する。

2 事業の目標指標(活動指標)

指標説明	単位	R3(実績)	R4	R5	最終(R7年度)
支援の対象となる児童・生徒の食数	食			3,257,000	3,257,000

3 参考情報

- 対象児童・生徒見込数: 17,022人(小学校 11,195人、中学校 5,827人)
 ○R5年度給食費改定 小学校 260円→295円 中学校 300円→340円
 ○学校給食1食あたりの負担額

		給食費			給食費	保護者負担額	市負担額
現行	小学校	260円	➡	R5～	小学校	140円	155円
	中学校	300円			中学校	160円	180円

4 予算情報

(単位:千円)

年度		R3決算	R4予算	R5予算	R6予定	R7予定
事業費				531,000	531,000	531,000
主要な経費	燃料費			5,576	5,576	5,576
	光熱水費			10,702	10,702	10,702
	賄材料費			514,722	514,722	514,722
財源	国庫・県支出金					
	市債					
	その他特定財源 (基金繰入金)			531,000	531,000	531,000
	一般財源					

事業名	学校給食施設再編整備事業		
予算区分	一般会計 教育費 保健体育費 保健体育総務費		
総合計画の体系	第3章 第3節 学校の教育力の向上	実施計画番号	34
担当課名	学校保健給食課	開始年度	令和5年度

1 事業の概要・取組

概要	令和6年度から民設民営方式の新学校給食センターが稼働することに伴い、受配校について受入れに必要な配膳室としての改修を行う。また、他の学校給食施設についても老朽化が進み、給食を安全・安定的に提供することが困難となりつつあることから、給食施設の再編整備計画を策定するための調査を行うもの。
令和5年度の主な取組	(1)新学校給食センター受配校施設整備 受配校配膳室の改修 (2)再編整備計画策定に係る調理場劣化状況調査等業務 劣化状況調査及び評価、改修更新内容及び概算費用の検討、劣化状況調査報告書作成

2 施設の概要、計画等

(1)新学校給食センター受配校の施設整備
○対象校：20校

(2)調理場劣化調査
○調査対象 自校式調理室：19校
共同調理場：5場

No	場所	経過年数	No	場所	経過年数
1	文閣小	72年	13	川中西小	45年
2	関西小	44年	14	堀田小	41年
3	桜山小	19年	15	長府小	43年
4	向山小	45年	16	文洋中	50年
5	生野小	38年	17	長府中	41年
6	本村小	37年	18	勝山中	44年
7	西山小	39年	19	彦島中	38年
8	江浦小	52年	20	玄洋中	35年
9	角倉小	39年			
10	向井小	40年			
11	勝山小	43年			
12	川中小	37年			

No	場所	経過年数	No	場所	経過年数
1	小月小	39年	13	岡枝小	40年
2	清末小	69年	14	檜崎小	38年
3	王司小	44年	15	宇賀小	22年
4	豊浦小	46年	16	東部中	39年
5	安岡小	47年	17	安岡中	38年
6	吉見小	40年	18	木屋川中	39年
7	王喜小	50年	19	菊川中	29年
8	内日小	41年	①	中部場	32年
9	山の田小	55年	②	豊田場	28年
10	一の宮小	36年	③	豊浦場	29年
11	熊野小	32年	④	黒井場	24年
12	豊東小	34年	⑤	滝部場	16年

3 予算情報

(単位:千円)

年度		R3決算	R4予算	R5予算	R6予定	R7予定
事業費				62,000	未定	未定
主要な経費	委託料			12,000		
	工事請負費			50,000		
財源	国庫・県支出金					
	市債					
	その他特定財源 (基金繰入金)			62,000		
	一般財源					

事業名	菊川ふれあい会館改修事業		
予算区分	一般会計 教育費 社会教育費 生涯学習施設費		
総合計画の体系	第3章 第5節 生涯を通じた学ぶ機会の提供	実施計画番号	—
担当課名	生涯学習課	開始年度	令和4年度

1 事業の概要・取組

概要	菊川ふれあい会館は、生涯学習の一層の充実を図るとともに、幾世代にわたる交流と賑わいのある中核施設として平成10年に開館したが、築後24年が経過して施設設備等が経年劣化しているため、個別施設計画に基づき計画的に改修する。
令和5年度の主な取組	・ 令和4年度の打診調査結果に基づく外壁補修工事 ・ 水銀灯LED化工事 ・ 小中ホールパーティション改修工事 ・ コンデンサ及び高圧負荷開閉器改修工事

2 施設の概要、計画等

○施設概要

- ・ 名称：下関市菊川ふれあい会館
- ・ 設置条例：下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例
- ・ 竣工：平成10年8月（築年数24年）
- ・ 構造：鉄筋コンクリート造 2階建
- ・ 建築面積：3,380.89㎡
- ・ 延床面積：4,093.81㎡
- ・ 利用状況：令和3年度 17,497人 令和2年度14,717人 令和元年度 35,648人

○事業計画

- ・ 計画の名称：下関市菊川ふれあい会館個別施設計画
- ・ 法定耐用年数：50年
- ・ 使用目標年数：70年

3 予算情報

(単位:千円)

年度		R3決算	R4予算	R5予算	R6予定	R7予定
事業費			33,000	73,900	45,768	41,250
主要な経費	委託料		10,000		5,398	
	工事請負費		23,000	72,000	40,370	41,250
	事務費			1,900		
財源	国庫・県支出金					
	市債		20,700	66,500	36,300	37,100
	その他特定財源					
	一般財源		12,300	7,400	9,468	4,150

事業名	生涯学習プラザ改修事業		
予算区分	一般会計 教育費 社会教育費 生涯学習施設費		
総合計画の体系	第3章 第5節 生涯を通じた学ぶ機会の提供	実施計画番号	—
担当課名	生涯学習課	開始年度	令和5年度

1 事業の概要・取組

概要	生涯学習プラザは、図書館と生涯学習施設の機能を備えた社会教育複合施設で、市民の生涯学習拠点施設として平成22年に開館した。築後13年が経過して耐用年数が到来した施設設備等を、個別施設計画に基づき計画的に改修する。
令和5年度の主な取組	・ 舞台機構ワイヤーロープ等取替業務 ・ 吸収式冷温水器分解整備業務 ・ 中央監視装置機器更新工事 ・ 外壁タイル補修工事

2 施設の概要、計画等

○施設概要

- ・ 名称：下関市生涯学習プラザ
- ・ 設置条例：下関市生涯学習プラザの設置等に関する条例
- ・ 竣工：平成22年3月（築年数13年）
- ・ 構造：地下1階、地上6階
鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造）
- ・ 建築面積：4,251.93㎡
- ・ 延床面積：18,408.98㎡
- ・ 利用状況：令和3年度 74,695人 令和2年度 46,705人 令和元年度 141,746人

○事業計画

- ・ 計画の名称：下関市生涯学習プラザ個別施設計画
- ・ 法定耐用年数：50年
- ・ 使用目標年数：75年

3 予算情報

(単位:千円)

年度		R3決算	R4予算	R5予算	R6予定	R7予定
事業費				26,700	26,674	28,260
主要な経費	委託料			16,000	3,000	15,260
	工事請負費			10,000	20,000	13,000
	事務費等			700	3,674	0
財源	国庫・県支出金					
	市債			24,000	20,700	16,200
	その他特定財源					
	一般財源			2,700	5,974	12,060

事業名	三吉家資料公有化事業			
予算区分	一般会計 教育費 社会教育費 博物館費			
総合計画の体系	第1章 第1節 文化・スポーツの振興 第3章 第5節 生涯を通じた学ぶ機会の提供	実施計画番号	—	
担当課名	文化財保護課	開始年度	令和5年度	

1 事業の概要・取組

概 要	本市の幕末維新史研究に欠くことのできない三吉家資料（歴史博物館に寄託中）を購入し、幕末史関連の中核資料の市外流出及び散佚を防ぐ。また、坂本龍馬関連資料の収蔵数日本一を維持する（第2位京都国立博物館（26点）との差は5点）。
令和5年度の 主な取組	三吉家資料（139件227点）の購入 主な資料 ・坂本龍馬書状 三吉慎蔵宛 慶応2年8月16日付 ・坂本龍馬書状 三吉慎蔵宛 慶応3年3月20日付

2 事業の目標指標(活動指標)

指標説明	単位	R3(実績)	R4	R5	最終(R7年度)
三吉家資料（400件720点） の公有化（累計）	件			139	400

3 参考情報

○主な資料					
・坂本龍馬書状 三吉慎蔵宛 4通／坂本龍馬写真（座像）1枚					
・坂本龍馬・中岡慎太郎・田中光顕詩歌短冊合装 1幅					
・中岡慎太郎書状 三吉慎蔵宛 3通／西郷隆盛詩書 1幅					
・高杉晋作詩書 1幅／三吉慎蔵日記 1括 など					
○資料総数/評価額					
・資料総数 400件720点					
・評価額 1億3,008万5千円					
○債務負担行為の設定					
	期間	限度額	その他	一財	
三吉家資料公有化事業	R6～R7	40,000	40,000		0

4 予算情報

(単位:千円)

年 度		R3決算	R4予算	R5予算	R6予定	R7予定
事業費				20,000	20,000	20,000
主要な経費	備品購入費			20,000	20,000	20,000
財源	国庫・県支出金					
	市債					
	その他特定財源 (基金繰入金)			20,000	20,000	20,000
	一般財源					

事業名	電子図書館整備事業		
予算区分	一般会計 教育費 社会教育費 図書館費		
総合計画の体系	第3章 第5節 生涯を通じた学ぶ機会の提供	実施計画番号	—
担当課名	中央図書館	開始年度	令和5年度

1 事業の概要・取組

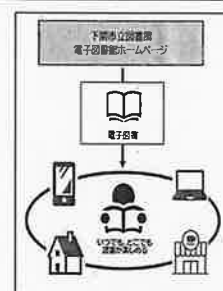
概要	最寄りの図書館が遠い方や日中の来館が難しい方、視覚障害者の方、小中学校の全児童・生徒等が気軽に本に触れることができる環境を提供するため電子図書館の整備を行うもの。また、図書館の休館時でも継続した図書館サービスの提供が可能となる。
令和5年度の主な取組	読書バリアフリーサービスを含むデジタル環境での図書館サービスを提供するため、電子図書の閲覧・貸出用ライセンスを取得する。

2 事業の目標指標(活動指標)

指標説明	単位	R3(実績)	R4	R5	最終(R6年度)
電子図書館の登録者数	人			500	1,000

3 参考情報

- 導入内容
 - 電子図書(有期限) 300タイトル程度
 - 電子図書(無期限) 400タイトル程度
 - 児童書読み放題パック 300タイトル程度
 - 電子雑誌読み放題サービス100タイトル程度
- 今後の計画
 - 令和6年度からスマートシティ事業との連携機能が付加され、しもまちプラスのコンテンツとしても活用できる予定



4 予算情報

(単位:千円)

年度		R3決算	R4予算	R5予算	R6予定	R7予定
事業費				5,500	3,168	
主要な経費	使用料及び賃借料			5,500	3,168	
財源	国庫・県支出金			2,750		
	市債					
	その他特定財源					
	一般財源			2,750	3,168	

下関市教育委員会
議 案 第 6 号

令和4年度教育予算の補正（3月）について

上記の議案を提出する。

令和5年2月28日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

令和4年度教育予算の補正（3月）について

令和4年度教育予算の補正（3月）について、別紙のとおりとする。

提案理由

令和5年第1回市議会定例会に議案として提出するため。

(2) 歳入

款		補 正 前 の 額	補 正 額	計
項				
目				
16 国庫支出金		29,146,773	1,546,089	30,692,862
2 国庫補助金		12,325,298	1,546,089	13,871,387
9 教育費国庫補助金		777,013	44,619	821,632
23 市債		9,045,892	1,064,100	10,109,992
1 市債		9,045,892	1,064,100	10,109,992
9 教育債		552,500	120,900	673,400

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 小学校費補助金	23,595	小学校費補助金 23,595 学校施設環境改善交付金 対象額 70,785千円の1/3
3 中学校費補助金	21,024	中学校費補助金 21,024 学校施設環境改善交付金 対象額 63,072千円の1/3
1 教育総務債	400	教育総務設備整備事業債
2 小学校債	47,100	小学校整備事業債
3 中学校債	73,400	中学校整備事業債

(3) 歳出

款	項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国県支出金	市 債	そ の 他	
10	教育費	9,145,671	276,138	9,421,809	44,619	120,900		110,619
	1 教育総務費	1,044,247	0	1,044,247		400		△ 400
	2 事務局費	1,023,076	0	1,023,076		400		△ 400
	2 小学校費	1,408,735	122,627	1,531,362	23,595	47,100		51,932
	3 学校建設費	185,872	122,627	308,499	23,595	47,100		51,932
	3 中学校費	1,208,418	104,982	1,313,400	21,024	73,400		10,558
	3 学校建設費	526,880	104,982	631,862	21,024	73,400		10,558
	5 大学費	560,344	29,529	589,873				29,529
	1 大学費	560,344	29,529	589,873				29,529
	7 保健体育費	2,304,887	19,000	2,323,887				19,000
	3 体育施設費	379,060	19,000	398,060				19,000

(単位：千円)

節			目 的 説 明
区 分	金 額	説 明	
10 需用費	227	消耗品費	小学校施設整備事業
14 工事請負費	122,400	施設整備工事	
10 需用費	182	消耗品費	中学校施設整備事業
14 工事請負費	104,800	施設整備工事	
18 負担金補助 及び交付金	29,529	交付金	公立大学法人運営業務
		運営費交付金	
		授業料等減免交付金	
12 委託料	19,000	体育施設管理運営委託	体育施設運営業務

3. 繰越明許費の補正に関する調書

(単位：千円)

（単位：千円）

事業名	当該年度 予算額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				繰越理由
			特 定 財 源			一般財源	
			国県支出金	市 債	その他		
スクールバス更新	8,702	8,537	3,750	4,700		87	入札不調に伴い不測の日時を要したため
小学校トイレ快適化事業	163,717	114,217	21,922	43,800		48,495	国の補正予算に伴う事業決定があったため
小学校施設長寿命化事業（予防保全）	32,000	1,799		1,600		199	資材調達に不測の日時を要したため
小学校空調設備整備事業	16,843	8,410	1,673	3,300		3,437	国の補正予算に伴う事業決定があったため
中学校トイレ快適化事業	163,682	88,182	18,376	36,700		33,106	国の補正予算に伴う事業決定があったため
中学校施設長寿命化事業（予防保全）	53,500	9,009		7,900		1,109	資材調達に不測の日時を要したため
中学校空調設備整備事業	21,815	16,800	2,648	5,200		8,952	国の補正予算に伴う事業決定があったため
安岡地区複合施設整備事業（文化財発掘調査）	52,000	52,000				52,000	関係者との調整に日時を要したため

事業名	国の令和4年度補正予算への対応		
予算区分	一般会計、港湾特別会計		
総合計画の体系	第1章～第3章、第5章～第8章	実施計画番号	—
担当課名	下記のとおり	開始年度	—

国の一般会計補正予算(第2号)の概要

- ・物価高騰・賃上げへの取組
- ・円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化
- ・「新しい資本主義」の加速
- ・防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保
- ・その他

款・ 会計	担当課名	事業名	事業概要	事業費（千円）
防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保				
教育 費	学校支援課	学校トイレ快適化事業	老朽化した学校トイレの大規模改修を行うもの。	202,399
		学校空調設備整備事業	増加した学級等に空調設備の設置を行うもの。	25,210
	合 計			

下関市教育委員会
議 案 第 8 号

製造請負契約の一部変更について

上記の議案を提出する。

令和5年2月28日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

製造請負契約の一部変更について

令和3年9月27日可決議案第177号「製造請負契約締結について」中

「3 請負代金額 次に掲げる固定費の額と変動費の額との合計額
(1) 固定費 6,110,428,500円」

を

「3 請負代金額 次に掲げる固定費の額と変動費の額との合計額
(1) 固定費 6,333,525,000円」

に変更する。

提案理由

下関市立の小学校及び中学校において提供する学校給食の製造等に係る請負契約の一部変更にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき意見聴取するため。

第 1 回 定 例 会

議案第 号

製造請負契約の一部変更について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 月 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

製造請負契約の一部変更について

令和 3 年 9 月 2 7 日可決議案第 1 7 7 号「製造請負契約締結について」中

「3 請 負 代 金 額 次に掲げる固定費の額と変動費の額との合計額

(1) 固定費 6, 1 1 0, 4 2 8, 5 0 0 円 」

を

「3 請 負 代 金 額 次に掲げる固定費の額と変動費の額との合計額

(1) 固定費 6, 3 3 3, 5 2 5, 0 0 0 円 」

に変更する。

提案理由

下関市立の小学校及び中学校において提供する学校給食の製造等に係る請負契約を一部変更するため。

製造請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 8 月 3 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

製造請負契約締結について

下関市立の小学校及び中学校において提供する学校給食の製造等につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

製造請負人 下関市一の宮住吉三丁目 2 番 1 号
下関アグリフードサービス株式会社
代表取締役 中 島 和 雄

2 目 的 物 下関市立の小学校及び中学校において提供する学校給食

3 請 負 代 金 額 次に掲げる固定費の額と変動費の額との合計額

(1) 固定費 6,110,428,500 円

(2) 変動費 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める単価に学校給食として提供した食数を乗じて得た額の合計額（上限額 3,839,467,500 円）

ア 米食の場合 1 食当たり 152.4 円

イ パン食の場合 1 食当たり 130.5 円

4 履 行 場 所 下関市一の宮住吉三丁目 2 番 1 号ほか

提案理由

下関市立の小学校及び中学校において提供する学校給食の製造等の請負契約締結のため。

下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年2月28日

下関市教育委員会

教育長 児玉 典彦

下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

下関市立幼稚園管理規則（平成17年教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第14条関係）				別表（第14条関係）			
名称	利用定員	収容定員		名称	利用定員	収容定員	
第一幼稚園	20人	105人		第一幼稚園	20人	105人	
<u>豊浦幼稚園</u>	<u>70人</u>	<u>140人</u>		小月幼稚園	100人	140人	
小月幼稚園	100人	140人		内日幼稚園	0人	35人	
内日幼稚園	0人	35人		清未幼稚園	120人	160人	
清未幼稚園	120人	160人		川中幼稚園	100人	140人	
川中幼稚園	100人	140人		豊東幼稚園	40人	70人	
豊東幼稚園	40人	70人					

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

下関市立幼稚園の廃止に伴い、当該規則の関係箇所を整備を行うため。

下関商業高等学校「スクール・ミッション」の制定について

下関商業高等学校について、下記のとおりスクール・ミッションを制定したので報告いたします。

記

1. 経緯

(1) スクール・ポリシーの策定

○学校教育法施行規則の改正（令和 4 年 4 月 1 日施行）

第百三条の二 高等学校は、当該高等学校、全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程又は学科ごとに、次に掲げる方針を定め、公表するものとする。

- 一 高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 三 入学者の受入れに関する方針

(2) スクール・ミッションの再定義

○高等学校の設置者が、各高等学校やその立地する市町村等と連携しつつ、各高等学校に期待される社会的役割等(いわゆる「スクール・ミッション」。)を再定義することが望まれる。

2. 下関商業高等学校「スクール・ミッション」

別紙のとおり

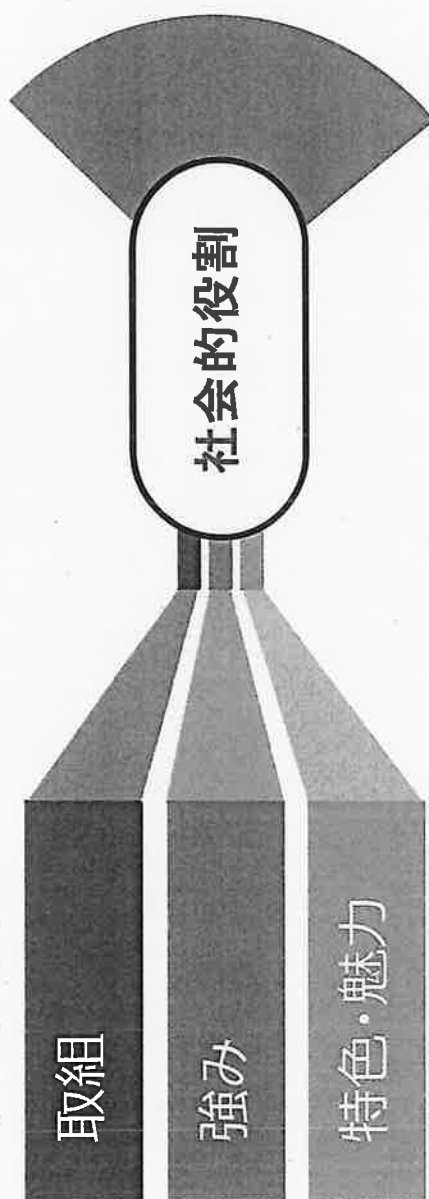
スクール・ミッション【下関商業高校】

別紙

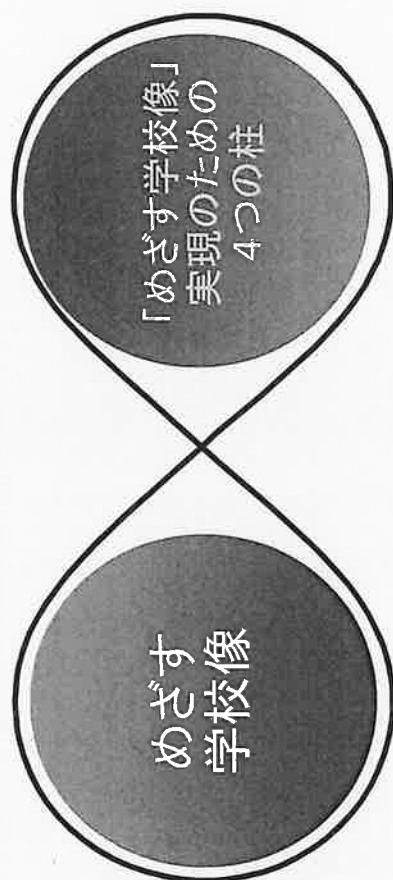
＜就職も進学も強い 元気下商＞
～未来に富める人づくり～

＜スローガン＞
「夢を志へ」

今までの実績



- ・地域産業の持続的な発展を担う人材の育成
- ・豊かな人間性を備え地域・社会に貢献
- ・下関市の商業教育を推進



- ① 轍をつなぐ (キャリア教育の推進)
- ② 地域をつなぐ (地域との連携強化)
- ③ 学びをつなぐ (確かな学力の育成)
- ④ 心をつなぐ (教育相談体制の充実)

スクール・ミッション

県内唯一の市立商業高校として、下関市を中心とした地域・社会や地元企業・大学等と連携・協働した実践的・体験的な教育活動や、様々な資格取得に向けた専門的な学びを通して、郷土に誇りと愛着をもち、社会に貢献し、経済社会の持続的な発展を支えるビジネスのゼネラリスト、スペシャリストを育成します。

報 告 事 項

令和5年2月28日

教 育 研 修 課

令和5年度下関市学校教育指導上の努力点について

令和5年度下関市学校教育指導上の努力点について、別紙のとおり報告いたします。

令和 5 年度 下関市学校教育指導上の努力点

○ポスター

○詳細資料

下関市教育委員会
教育研修課

令和5年度 下関市学校教育指導上の努力点

下関市教育理念

夢への挑戦 生き抜く力 胸に誇りと志
学びが好きな子ども 学びの街・下関

夢への挑戦

○自分の可能性を信じ、夢に向かって粘り強く挑戦する子供を育てます。

生き抜く力

【夢へ挑戦するために必要となる力】
○学んだ知識をもとに、的確に判断し、行動する力
○他者を思いやり、感謝する心や感動する心などの豊かな人間性
○たくましく生きるための健康や体力

胸に誇りと志

○生き抜く力を身に付け、郷土の自然や人、歴史、伝統、文化に「誇り」をもち、「志」を抱いて社会で活躍する人材を育てます。

教員での意見交換

令和5年度重点取組事項

学び手を育てる授業づくりの推進

- ・自己効力感や知的好奇心を高め、将来にわたって学び続ける児童生徒の育成を目指します。
- ・児童生徒の思考の過程を大切にされた対話活動を通して、主体的な学びを実現します。
- ・日常的、効果的なICT活用によって、個別最適で協働的な学びを実現します。

きめ細かな教育の推進

- ・子供たち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導と必要な支援をとおして「生き抜く力」を育みます。
- ・幼保こ小・小中の連携を大切に、組織的・計画的な取組を進めるために「個別的教育支援計画」の積極的な活用を図ります。

不登校対応の充実

- ・中学校区における連携を軸に不登校の未然防止を図ります。
- ・学校にSSWを積極的に派遣し、支援会議と家庭支援を行います。
- ・教育支援教室等の提供や、保護者への相談体制を充実します。

指導上の努力点

- I 生き抜く力の基礎を培う
就学前教育の推進
- II 新しい時代に必要となる
資質・能力の育成
- III 豊かな心の育成
- IV 健やかな体の育成
- V 地域とともにある
学校づくりの推進
- VI 子供達の状況に応じた
きめ細かな教育の推進
- VII 学校の組織力の向上
- VIII 教職員の指導力の向上
- IX 安心・安全な
教育環境の整備

学習意欲の育成 学習習慣の確立

学びが好きなことも

知的
自己効力感
好奇心

読解力
説明力

学びの街・下関
～家庭・地域との連携～

教育長メッセージ

学びが好きな子ども 学びの街・下関の実現に向けて

夢に挑戦し、夢を叶えるのは、学び続けることで成長した、「未来の自分」です。社会の変化に合わせて自分を変化させ、成長するためには、一人ひとりが「学ぶ力」を身につける必要があります。

「学ぶ力」の育成を通し、「学びが好きな子ども」を育て、「学びの街・下関」の実現に向けて力を尽くしましょう。



教育長 児玉 典彦

下関市教育委員会

※自己効力感…課題に直面した時に「頑張れば何とかなるだろう」「自分ならできる」という感覚。学習性無力感から抜け出すために必要な感情。

令和 5 年度
下関市学校教育指導上の努力点

【詳細資料】

○重点取組事項について

○指導上の努力点について

下関市教育委員会

夢への挑戦 生き抜く力 胸に誇りと志

～学びが好きな子ども 学びの街・下関～

解説文

現在、少子高齢化の進行やグローバル化・高度情報化の進展に伴い、家庭や地域社会の変容、個人の生活スタイルの多様化など、私たちを取りまく環境は大きく変化しています。

こうした変化や、複雑化・多様化する様々な課題に柔軟に対応するために必要なのは「学ぶ力（変わる力）」です。誰もが未来に向けてよりよく生きるためには、生涯にわたって学び続けることが大切です。私たちは社会の一員として、社会の中で生きています。自分の力を自分のためだけでなく、社会全体のために役立てようとする心情・態度を育てることが、求められています。

そこで、下関市教育委員会では、上記の教育理念を掲げ、教育のさらなる充実・発展に努めてまいります。

「夢への挑戦」には、自分の可能性を信じ、夢に向かって粘り強く挑戦してほしいという願いが込められています。

夢へ挑戦するためには、「生き抜く力」が必要となります。

【生き抜く力】

- 学んだ知識をもとに、的確に判断し、行動する力
- 他者を思いやり、感謝する心や感動する心などの豊かな人間性
- たくましく生きるための健康や体力

このような力を身に付けて、郷土の自然や人、歴史、伝統、文化に「誇り」をもち、「志」を胸に抱いて地域社会を支える人材を育てていきたいと考えます。

社会の変化に合わせて自分を変化させ、成長するために必要な資質は、「学ぶ力」です。その「学ぶ力」は、自分の幸せだけでなく、より豊かな郷土・下関の形成に寄与できる力でなければなりません。一人ひとりが「学ぶ力」を身に付け、学び続けることが、より豊かな人生を歩むためには不可欠です。

夢に挑戦し、夢を叶えるのは、学び続けることで成長した、未来の自分です。

「学ぶ力」を育成し、「学びが好きな子ども」を育て、「学びの街・下関」の実現に向けて下関市教育に力を尽くしてまいります。

学び手を育てる授業の推進

～学び続ける児童生徒の育成に向けて～

1 目指す「学び手」の姿 → 未来に向けてよりよく学ぶ姿

＜ 自己を振り返り、学び方を改善する児童生徒 ＞

- ・ 課題に対して、積極的に挑戦し、粘り強く取り組む子
- ・ 自分を理解し、相手を認め、支え合える子
- ・ 対話を通して、多様な考え方を取り入れ、学びを深める子
- ・ 学びの成果を実感し、次の学びへとつなげる子



2 「学び手」を育てる授業の視点

視点①「何ができるようになるか」を意識した授業
「何ができるようになったか」が実感できる授業

子供たちは、
見通しをもって
学習に取り組んで
いますか？

■ 授業チェック！

- ☐ めあてが明確に示されている。
- ☐ 学びの過程に見通しがある。
- ☐ 成果や変容を実感できる場がある。

知りたい、調べたい

わかった、できた

もっと学びたい
もっと挑戦したい

視点②「どのように学ぶか」… 児童生徒の学びをサポートする教師

子供たちは、
主体的に
学習に取り組んで
いますか？

■ 授業チェック！

個人・ペア・グループ…

- ☐ 子供が挑戦したくなる発問がある。
- ☐ 状況に応じて学習形態を工夫している。
- ☐ 子供にとって必要感のある対話活動がある。

オンライン
交流学習

異校種
連携

実態に応じた
多様な学びの
スタイル

地域人材
活用

探究
学習

視点③ 日常的・効果的なICT活用による
個別最適な学びと協働的な学びの実現

目的を明確にした活用
ねらい達成のため
情報活用能力育成のため



ICTの良さを
生かした活用

■ 授業チェック！

- ☐ 学びのツールの1つとして日常的・効果的に活用している。
- ☐ 学びの選択肢の1つとして子供がいつでも活用できる。

視点④ 必要なことはしっかりと「教える」授業

- ・ 問題解決のために必要な知識・技能
例) 用語、読み方、書き方 等
- ・ 主体的な学び方
例) 話し合い方、振り返り方 等

■ 授業チェック！

- ☐ 「教える」内容や場面を精選している。
- ☐ 「考えさせる」時間を確保している。

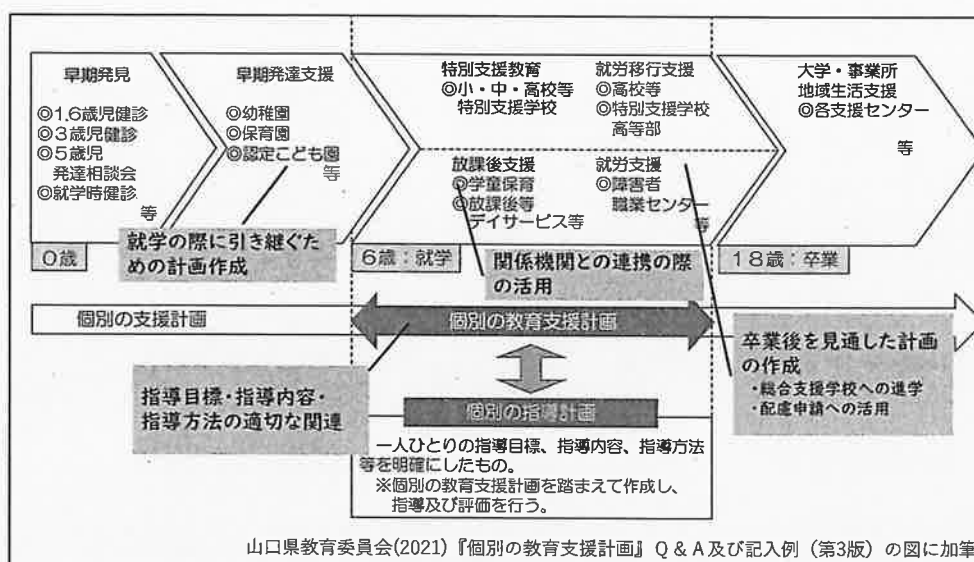


きめ細かな教育の推進

① 将来を見据えた「個別の教育支援計画」の積極的な活用

個別の教育支援計画と個別の指導計画は特別支援学級在籍の児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒には、作成の義務があります。

就学や進学にあたり、**子供がこれまでどのような指導や支援を受けてきたのか**がわかる計画を作成しましょう。計画作成の視点は、就学先や進学先の学校の意見を踏まえるといでしょう。幼保こ小・小中の連携により各地区での情報交換を行い作成に生かしてください。



② 個に応じた適切な教育課程の編成

特別の教育課程編成については、児童生徒の教育的ニーズをもとに編成します。

特別支援学級における指導体制は、校種の違いもあるため**中学校の教育課程を小学校の教員や保護者に説明する機会をもつことも大切**です。

通常の学級 各教科等	年間35単位時間～280単位時間 (週1単位時間～週8単位時間) ※ただし、学習障害、注意欠陥多動性障害は年間10単位時間(月に1単位時間程度)から設定可。 ◎指導内容：障害による学習上または生活上の困難に対する指導＝自立活動
特別支援学級 各教科等 自立活動 交流及び共同学習	- 特別支援学級・通常の学級双方の児童生徒の教育的ニーズを十分把握すること - 子供一人一人の障害の状態等を踏まえ、共同で実施することが可能なものについては、年間指導計画等に位置付けて、年間を通じて計画的に実施すること - 校内の指導体制を整えること - 特別支援学級に在籍している児童生徒においては、原則として週の授業時数の半分以上を目安として、特別支援学級において授業を行うこと

不登校対応の充実

～「発達支持的生徒指導」・「課題予防・対応的生徒指導」の推進～

○ すべての児童生徒を対象にした発達支持的生徒指導の取組

◇ 新規不登校児童生徒を出さない「魅力ある学校づくり」

- ・自己達成感を高める「わかる授業」の展開
- ・誰もが安心できる学級、学校づくり
- ・小-小連携、小-中連携の強化



勝山中校区小中合同研修会の様子

○ 個々の状況に応じた課題予防・対応的生徒指導の強化

◇ 外部専門家と連携した児童生徒理解、および家庭支援

- ・ていねいなアセスメントの実施(SC等の参加、個別支援票の活用)
- ・SSW等を活用した関係機関等の連携強化



教育支援教室「かんせい」の学習の様子

◇ 個に応じた「居場所」、「学びの場」の提供

- ・文洋中分教室、教育支援教室「かんせい」・「あきね」・「分室」

◇ 不登校の保護者相談の充実

- ・保護者の集い、親カフェ「あ・き・ね」等



教育相談員が保護者の相談を受けている様子

I 生き抜く力の基礎を培う就学前教育・保育の推進

1 就学前教育・保育の推進

就学前教育・保育の推進	○認定こども園、幼稚園、保育園の教育・保育の充実 ・各就学前施設に応じた教育・保育活動の推進 ・下関市こども未来部や山口県乳幼児の育ちと学び支援センター等と協働した支援体制の確立 ・ALT派遣による英語科学びの芽の普及 ・通級指導教室（幼稚部）を中心とする特別支援教育の充実
-------------	---

2 連携の強化

家庭・地域との連携	○地域に開かれた子育て支援事業の推進 ・保護者への情報提供や情報交換・保育参加の推進 ・学校評価の実施と効果的な活用 ・子育て支援センターの設置（認定こども園）
小学校との連携	○学びの連続性・一貫性を踏まえた教育課程の共通理解と協働実践の推進 ・架け橋期の育ちをつなぐ接続カリキュラムの作成や実践の充実 ・計画的・継続的な交流保育・授業等の実施 ・教職員間のさらなる交流や、合同研修・研究の推進

3 研修の充実

教職員研修の充実	○専門性や教育課題に対応した研修体制の充実 ・キャリアステージに応じた、資質・能力の向上及び専門的な知識・技能の習得を目指す研修の実施 ・園内での同僚性や組織力を高める園内研修の実施 ・異校種間の交流や研修の実施
幼児教育長期研修生を核とした取組の推進	○就学前教育・保育及び小学校低学年への指導や教育課程の工夫・改善 ・合同研修会での実践発表 ・研修内容の情報発信（研修報告通信）
研修支援訪問の充実	○教職員の資質・専門性の向上、組織的な実践力向上を目指した支援 ・一人ひとりの特性に応じた遊びを通しての指導への支援 ・幼児期にふさわしい生活の展開への支援

Ⅱ 新しい時代に必要となる資質・能力の育成

1 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた工夫・改善

カリキュラムマネジメント の実現に向けた工夫・改善	○学校の課題や児童生徒の実態、地域の特性を踏まえた特色ある教育課程の編成 ・学校の教育目標を踏まえた教科横断的な取組の推進 ・幼小こ小中連携を意識した年間指導計画の作成 ・保護者や地域の方々など、外部資源の効果的な活用 ・学校・地域連携カリキュラムの策定及び協働実践
--------------------------------------	---

2 確かな学力の定着と向上に向けた取組の推進

学習指導の充実	○「めあて」と「振り返り」を連動させた見通しのある授業の充実 ・「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」を明確にした授業づくり ・振り返り（評価）の充実による、教師の授業改善と児童生徒の学び方改善 ・板書型指導案を活用した積極的な授業公開 ・児童生徒や保護者、地域住民による授業評価を生かした授業改善 ・「下関スタンダード～授業を振り返る～」を活用した授業づくりの推進 ・各種調査結果等による児童生徒の「学習意欲」の分析及び育成に向けた取組の充実 ・「読解力」「説明力」・「自己効力感」「知的好奇心」の育成をめざした授業の構築
組織的な取組の推進	○年間2回の学力調査等を活用した、全校体制での検証・改善サイクルの確立 ・学力向上プランの見直しと確実な実施 ・児童生徒の実態に応じた「やまぐち学習支援プログラム」等を活用した補充学習の充実 ・各種調査結果等の小・中学校間での情報共有と課題克服に向けた共同実践
学びの習慣化を図る 家庭学習の充実	○地域学校協働本部と連携した授業改善のための課題把握と共有、重点取組事項の明確化 ・各種調査結果及び改善方策等の保護者・地域住民への積極的な情報提供 ・ユニット型研修実施による児童生徒の学びの姿の共有 ・「家庭学習の手引き」等を活用した家庭学習に役立つ指導の工夫・改善 ・中学校の試験週間を利用した中学校区共通の取組（メディアコントロール・家庭学習がんばり週間等）の推進 ・保護者への積極的な情報発信による家庭学習習慣の定着に向けた、協力の呼びかけ

3 時代の進展に対応した教育の推進	
主体的・対話的で深い学びに向けた取組の推進	○教育課程研究協議会等による学習指導要領の趣旨の周知・徹底 ・「言語活動」や「課題解決学習」等のいわゆる「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善 ・学習指導要領の実施に向けた指導体制の構築と校内研修の充実 ・教科の専門性やキャリアステージに応じた研修会等の実施・充実
外国語教育の推進	○コミュニケーション能力の育成と国際交流につながる外国語教育の充実 ・言語活動、パフォーマンステストの充実に向けた、外国語指導助手（ALT）の活用 ・新学習指導要領に適した教材や教具等学習環境の整備 ・外国語教育の充実に向けて必要となる資質能力の向上を図る校内研修の充実 ・外国語教育の早期化・高度化に対応し、校種間連携を意識した教員研修の充実
ICT活用教育の推進	○1人1台端末環境を生かして、これまでの教育実践とICTとを最適に組み合わせた新たな教育実践の実現と子供たち一人ひとりが承認される学習環境の設定 ・ICT機器（タブレット端末等）を有効活用した、児童生徒の意欲を高める授業の実施 ・ICT機器（タブレット端末等）を活用した個別最適な学びと協働的な学びの展開 ・ICT機器（タブレット端末等）の活用や情報モラル及びプログラミング教育に関する理解と指導力の向上を図る研修の実施

4 下関商業高等学校におけるビジネス教育の推進	
ビジネス教育の推進	○ビジネスに関する専門的な知識・技術の習得、保護者・地域との連携、学校行事・部活動の活性化を通したビジネス社会に適応できる生徒の育成 ・地域社会と連携したビジネス教育の実践 ・地元企業等から招聘した外部講師による専門性の深化・授業の充実 ・学校の特色を生かした様々な資格取得の推進 ・ビジネスマナーの実践（日常生活からの実践～凡事徹底～）
情報処理教育の充実	○高度情報社会で必要とされる専門的な知識・技術を習得し、情報を主体的に活用できる生徒の育成 ・情報機器及びネットワーク環境の高機能化・高度化 ・最新ICT機器を活用した授業の充実 ・多種ソフトウェアの活用による専門性の深化

Ⅲ 豊かな心の育成

1 思いやりのある豊かな心の育成

道徳教育の充実	○道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて取り組む道徳教育の推進 ・学校の道徳教育の目標、重点内容項目の明確化 ・各学校の実情にあった学校の道徳教育の全体計画及び別葉の作成・改善 ・学校の重点内容項目に応じた道徳科の年間指導計画の作成・改善 ○「考え、議論する道徳」を通して、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うための授業の実施 ・評価の基本的な考え方の共有、評価方法の共通理解等 ～「児童生徒の学習状況」や「道徳性に係る成長の様子」の見取り～
人権教育の充実	○「山口県人権推進指針」「山口県人権教育推進資料」に基づく、様々な人権課題に応じた研修の計画的な実施 ・「学習展開例」の積極的な活用等、人権尊重の視点に立った指導の充実と保護者等に向けた人権教育にかかわる授業の公開 ・学校から保護者等に向けた人権教育に関わる情報の積極的な発信
いのちの教育の充実	○「下関市いのちの日」における「いのちの尊厳」について考える取組の充実 ・いのちの大切さやいのちのつながりについて様々な場面で考え、生命尊重の実践につながる活動の計画的・継続的な実施
ふるさとを愛する教育の充実	○ふるさとを愛する心の醸成に向けた地域素材を活用した授業の計画的な実施 ・地域素材及び資料の活用 「ふるさと発見！！下関こどもかるた」 「大すき ふるさと下関 歴史マップ」 (小学6年生対象 下関市教育委員会) 「これが私の故里だ～山口県伝統・文化教材集～」(平成22年12月 山口県教育委員会 平成26年増補 vol2、平成30年増補 vol3)
読書活動の充実	○「読書の好きな子ども」の育成を目指した取組の推進 ・図書ボランティア等との協働による学校図書館の整備、充実(本の整理、修繕、季節にあった掲示、図書イベント等) ・学校司書と教員との連携による学校図書館のセンター機能(読書・学習・情報)の向上と学校司書による支援の充実(選書、資料提供、授業支援等) ・団体貸出の活用や合同研修会等、市立図書館との連携強化

2 「かかわり」「つながり」を基盤とした発達支持的な生徒指導の推進

子供の実態・ニーズ の的確な把握	○児童生徒理解を基盤に据えた全教職員による生徒指導体制の構築 ・児童生徒一人ひとりの適切な理解や信頼関係づくりを大切にした指導・支援の充実 ・児童生徒の実態等に関する情報の蓄積を共有
規範意識の育成	○中学校区を基盤に9年間を見通した生活・学習規律等の規範意識の醸成 ・チャレンジ目標の学校評価への位置づけ ・学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に応じた、校則の見直し
いじめの未然防止	○授業や学級活動・学校行事など様々な場面を通じて、よりよい人間関係を築こうとする意欲や態度の育成 ・児童生徒が自らいじめのない集団づくりに取り組もうとする態度の育成 ・インターネット等によるいじめの未然防止、及び情報モラル教育の計画的な実施 ・「学校いじめ防止基本方針」の家庭・地域への積極的な周知 ・魅力ある学校づくりを意識し、人間関係のつながりを大切にした取組
不登校児童生徒への 個別支援体制の充実	○外部専門家等を活用した児童生徒のアセスメントと組織体制の構築 ・役割分担を明確にした具体的支援かつ組織的対応 ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、ガイダンスアドバイザー及び関係機関等との対応体制の構築
家庭・地域・関係機関 との連携	○家庭訪問や学校だより、学校のHPの活用による発信、地域の活動等への積極的な参加による学校と家庭・地域の連携の強化 ・家庭や地域の思いや願いに寄り添った、迅速・的確な対応 ・養育環境の把握と必要な支援策の検討等、生活環境の整備を目的とした関係機関との緊密な情報共有、及び連携 ・健全育成を基軸とした日常的な情報・行動連携の推進

IV 健やかな体の育成

1 体力の向上に向けた取組の推進

体育科・保健体育科の授業の充実	○各種運動の楽しさや喜びを味わうことができるような指導方法の工夫 ・「体づくり運動」の一層の充実 ・児童生徒の実態に応じて運動を弾力的に取り扱うことによる、指導内容の確実な定着 ・地域スポーツ人材、出前授業等の積極的な活用
健康の保持増進に向けた取組の推進	○児童生徒の実態を踏まえたPDC Aサイクルによる体力向上の推進 ・体力向上維新プロジェクトの取組

2 健康教育の推進

学校保健の推進	○児童生徒の健康課題に応じた指導の計画的な実施 (喫煙、薬物の乱用、性の逸脱行為等) ・「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の実施
望ましい生活習慣の形成	○テレビ、ゲーム、スマートフォン等のメディアとの適切なかかわり方等に関する家庭への啓発 ・家庭教育の指針「夢をはぐくむ家庭の元気」の積極的な活用 ・学校だよりや学校保健委員会等を活用した家庭への啓発 ・下関市「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」の周知と活用 (令和3年2月1日改定 下関市教育委員会他)

3 食育の推進

食に関する指導の充実	○食に関する指導の全体計画や年間指導計画の見直しによる指導時間の確保と授業改善 ・「第4次下関ぶちうま食育プラン」に基づいた食育の推進 ・栄養教諭・学校栄養職員等と連携した計画の作成と継続した実践 ・食育推進ボランティア等との積極的かつ計画的な食に関する授業の実施 ・学校給食に使用した地場産食材の紹介と栄養指導の実施 ・保護者や地域に向けた食育に関する積極的な情報発信
------------	--

V 地域とともにある学校づくりの推進

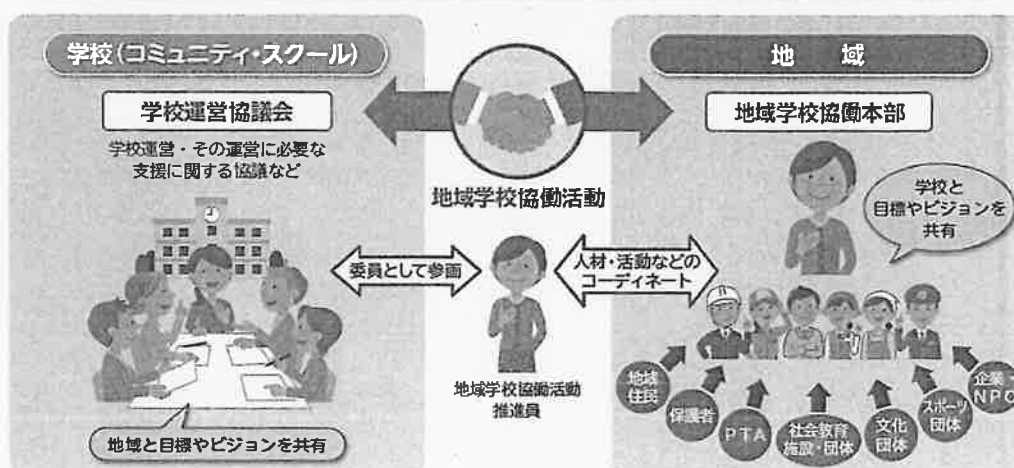
1 学校運営協議会の充実

学校運営協議会の機能向上	○下関市の地域連携教育の進むべき方向性や取組を協議する下関市地域連携教育推進会議の開催 ○「9年間の学びと育ち」を意識した学校運営協議会の実施 ・学校運営に関する協議と学校評価に係る取組の充実 ・学校の課題解決に向けた児童生徒や地域住民を交えた熟議や研修会（ユニット型研修等）の開催 ・コミュニティ・スクールの仕組みを生かした地域学校協働活動の推進に係る地域住民・保護者・教職員・児童生徒への説明や情報発信 ・ふるさとへの誇りと愛着を育む教育内容を家庭・地域と共有しながら、学校・地域連携カリキュラムを作成・改善
小中連携の充実	○中学校区での教職員組織と学校運営協議会の連携促進 ・「9年間の学びと育ち」を意識した児童生徒の実態に応じた取組の推進 ・地域住民・保護者への積極的な情報発信 ・各中学校区における学校・地域連携カリキュラムの共有

2 地域学校協働本部との連携

地域学校協働活動推進員の活動促進	○推進員のコーディネートによる多様な学習活動の推進 ・中学校区における推進員同士の連携と地域連携担当教職員を含めた日常的な情報交換 ・推進員を中心とした地域住民や保護者への積極的な情報発信や地域資源・地域人材の発掘 ・学校と地域をつなぐ人材の育成（市教委主催の推進員等研修会の開催）
地域学校協働本部の組織化	○学校（児童生徒）に必要な支援内容の明確化と連携協働の推進 ・中学校区の推進員を中心とした連絡会の実施 ・連絡会を生かした地域学校協働活動の推進

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一つの取組として



VI 子供たちの状況に応じたきめ細かな教育の推進

1 特別支援教育の充実	
将来を見据えた「個別の教育支援計画」の積極的な活用	○『個別の教育支援計画』Q&A及び記入例第3版（山口県教委作成）に沿った計画の作成 ・保護者や関係機関との連携の際の、必要に応じた見直しや追記 ・進学や就職を見据えての必要な情報の蓄積 ・校内教育支援委員会（学期に1回以上）等の実施による共通理解と組織的な対応
個に応じた適切な教育課程の編成	・通級による指導の開始に当たっての障害の状態の把握及び適切な指導時数の設定 ・在籍校と通級指導教室の連携及び終了の判断に当たっての共通理解 ・特別支援学級在籍児童生徒の「交流及び共同学習」の適切な時数の設定
児童生徒の教育的ニーズに応じた指導の充実	・障害による困難さに応じた「自立活動」の指導の充実 ・主に小学校におけるひらがなの読みの状況の確認及び指導 ・児童生徒の教育的ニーズに応じた効果的なICT機器の利活用
2 少人数指導の充実	
指導形態・指導方法の工夫・改善	○習熟度別、課題別指導形態など多様な形態を組み合わせた授業の工夫 ・定期的に他校を訪問して授業を行うなど、小・中学校の連携による指導の工夫 ・小学校における教科担任制の実施に向けた時間割等の工夫
3 へき地・複式教育の充実	
小規模校の「よさ」を生かした特色ある教育活動の推進	○心身の発達段階に応じたリーダー学習（ガイド学習）※の実施 ・異年齢集団の「よさ」を生かした指導方法の工夫 ・複式学級の授業づくりに関する教員研修の充実 ※注 小集団学習の一形態で、児童に主体的な学習態度を育成するために、児童の中から進行役を決め、間接指導時の学習をグループ又は全体で行うもの

VII 学校の組織力の向上

1 学校評価等の効果的活用

評価を生かした 組織的取組	○学校評価、教職員評価、授業評価を関連づけた重点課題への組織的取組の推進 ・学校の状況を踏まえた実効性のある重点目標や小・中学校のつながりを意識した評価項目の設定 ・教職員、保護者、地域住民、学校運営協議会間での重点目標の共通理解と課題解決に向けた協働的・組織的な取組の実施 ・年間2回以上のPDCAサイクルに基づいた組織的・継続的な学校運営の改善
--------------------------	---

2 学校の総合力の向上に向けた取組の推進

「チームとしての学校」を めざした取組の推進	○「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた、コミュニティ・スクールを活用した家庭や地域社会と連携・協働した教育活動の充実 ・生徒指導上の課題解決や特別支援教育の充実等に向けた専門スタッフ（スクールロイヤー、スクールソーシャルワーカー等）との協働 ・職員組織の工夫等による教職員の学校運営参画意識の向上
業務改善の推進	○衛生推進者（管理者）をリーダーとした働きやすい職場環境づくりの推進 ・学校評価等を活用した業務改善の点検・評価の実施及び課題の改善 ・管理職による教職員の時間外在校等時間の正確な把握と「給特法の一部を改正する法律」に係る上限方針（月あたり45時間以内、年間360時間以内等）の遵守 ・メンタルヘルスケアの推進 ・夏季休業短縮による時間外在校等時間の削減 ・定時退庁推進日（ノー残業デー）の実施 ・ICT機器を活用した業務改善の推進 ・「下関市部活動の在り方に関する方針」に沿った部活動の運営 ・夏季及び冬季休業中の時差出勤の奨励

VIII 教職員の指導力の向上

1 指導力を高めるための研修の充実

全校体制による校内研修の推進	○研究主題解明へ向けた「目標」「取組」の共有と共同実践 ・ 共通取組事項を明確化した授業評価等の実施 ・ 全校共通の学習ルール の定着や教室環境の充実 ・ 広がり と 深まり のある研究協議の工夫と改善 ・ 「下関スタンダード」を活用した研修の推進 ・ キャリアステージや自己目標等に応じた研修会への参加及び研修内容の確実な還元
開かれた校内研修の実施	○学校運営協議会委員等が参加し、学年・教科の枠を超えた全教職員による研修の推進や外部人材の招聘 ・ 幼保こ小・小中連携による授業公開を主とした合同研修会等の実施 ・ コミュニティ・スクールの仕組みを生かしたユニット型研修の推進
教職員の研修の充実	○指導力を高める研修の積極的活用 ・ 下関市教育研究会、「わくわく教師塾」など、学校の枠を超えた自主的研修会における「学びの文化」の創造 ・ 教員育成指標に基づいた中核市研修の開催 ・ 希望研修への事務職員参加の推進

2 教職員の成長を支援し、学校づくりに生かす取組の推進

教職員一人ひとりのよさの伸長と課題の解決	○教員育成指標に基づいた具体的目標の設定と、目標達成に向けた意図的・計画的、継続的な取組の推進 ・ 自校の実態やキャリアステージに応じた意図的・計画的、継続的なOJTの実施 ・ 若手人材育成1000日プラン（たんぽぽ作戦）を活用した人材育成の推進
-----------------------------	---

Ⅸ 安心・安全な教育環境の整備

1 生徒指導体制の確立		
生徒指導体制の充実		○管理職を中心とした組織的な対応の充実 ・生徒指導提要（改訂版）に基づく生徒指導体制の充実 ・関係機関と連携した生徒指導体制の充実 ・生徒指導関係者会議（定期・臨時）等の実施による課題の共有と全体指導と個別支援を整理した組織的な対応
いじめの早期発見・早期対応		○早期発見をめざした児童生徒の確実な状況把握に基づく早期対応（初期対応） ・生活アンケート（毎週）の工夫と迅速な情報共有及び早期対応 ・児童生徒のサインを見逃さないための教職員の資質向上 ・生徒指導関連会議（校内いじめ防止対策委員会等）を中核とした情報共有と組織的対応 ・相談機関の周知と関係機関等との連携強化
2 子供を守る学校安全の充実		
学校安全の取組の総合的かつ効果的な推進		○第3次山口県学校安全推進計画に基づき、全ての子供たちが、自ら適切に判断し、主体的に行動できる、安全に関する資質能力の育成（自助・共助・公助の視点） ・危機対応能力の育成を図る安全教育の工夫・改善 ・学校安全計画、危機管理マニュアルの見直しと確実な実施 ・きらめきネットコム等を活用した保護者や関係機関との情報共有
安全教育	学校教育活動全体を通じた「安全教育」の充実	・危険予測学習（KYT）資料集の積極的な活用 ・実践的な学びの推進（日時等を事前に告げない避難訓練等） ・防災教育テキストを活用した防災教育の実践
安全点検	PDCAサイクルの確立を重視した「安全管理」の充実	・全校体制による定期的な安全点検の実施と迅速な対応 ・児童生徒等の視点を入れたPTA・地域・関係機関と連携した通学路の点検 ・下関市通学路交通安全対策プログラムに基づく、通学路安全対策会議による危険箇所の確認・対策の実施
組織活動	教職員の資質向上と総合的な学校安全の取組による「組織活動」の充実	・危機対応演習等を取り入れた職員研修の充実 ・保護者や地域、学校が連携した、さまざまな防犯対策、災害、学校事故を想定した避難訓練の実施 ・コミュニティ・スクールの仕組みを生かした「こどもみまもり隊」「こども110番の家」と連携した登下校の見守り

『下関市いのちの日』の取組について

今、自他の生命を尊重する心や思いやりの心などを育む「心の教育」の一層の充実と、いじめのない園・学校づくりが喫緊の課題となっています。

園・学校は、子供たちが安心して学ぶことのできる場でなければなりません。子供たちの生命及び心身の安全を確保することは、園・学校及び教育委員会に課せられた重大な責務であります。

そこで、平成25年度（2013年度）より命の尊厳について考える『下関市いのちの日』を定め、下記のとおり取り組んでいます。

- ◎ 趣 旨 下関市教育に携わる全教職員が、「命の尊厳」について、子供たちとともに考える。

- ◎ 期 日 毎年4月13日〔年間計画に位置付ける〕
※ ただし、この日が休業日である場合は、原則として、最も近い授業日に取組を行う。

- ◎ 内 容 ○ 下関市立のすべての認定こども園、幼稚園、小学校、中学校及び下関商業高等学校の教職員で黙祷を捧げる。

 ○ 各園・学校で工夫した取組を行う。
 （例）・全校集会等での「いのち」をテーマにした講話や読み聞かせ
 ・道徳の時間等、「いのち」を題材とした授業や体験活動
 ・生徒会による「いのち」をテーマとした討論会

下関市いじめ防止基本方針（概要）

基本方針の概要

1. いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめの定義
- (2) 理解及び特徴
- (3) いじめの禁止
- (4) 求められる責務
教育委員会、学校・教職員、保護者の責務
- (5) 基本的な認識
いじめは「人権にかかわる重大な問題」である等
- (6) いじめの分類
- (7) 基本的な姿勢
教育委員会として、学校として等
- (8) 基本的な対応
未然防止・早期発見・早期対応

2. 教育委員会の取組

- (1) 「いじめ防止対策推進協議会」の設置
- (2) 「いじめ重大事態調査委員会」の設置
- (3) 未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組
「下関市いのちの日」の取組
「教育相談室」の運営
学校訪問による実態把握と支援等
- (4) 教職員研修
いじめ防止等に関する研修会の実施等
- (5) ネットいじめへの対応
情報モラル教育の充実と関係機関等との連携対応

3. 学校の取組

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 校内体制の確立
「いじめ防止対策委員会」の設置等
- (3) 家庭、地域、関係機関等との連携
情報共有と協働体制
- (4) 未然防止の取組
「心の教育」の充実
いじめを許さない学校・学級づくり等
- (5) 早期発見の取組
アンケート調査や日記などによる情報収集等
- (6) 解決に向けた取組
いじめ防止対策委員会を中心とした組織対応等
- (7) ネットいじめへの対応
情報モラル教育の充実と啓発活動
初期対応と被害拡大の防止等
- (8) いじめの解消について

4. 重大事態への対応

【重大事態とは】

- ① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

※重大事態が発生した場合は、市長に報告するとともに、教育委員会か学校のいずれかに調査組織を設けて、事実関係を明らかにするための調査を行う。

下関市「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」（改定版）

《 児童生徒・保護者の皆様へ 》

下関市 PTA 連合会／下関市立小・中学校長会／下関市教育委員会

1. 有害サイトの閲覧を制限する「フィルタリング」を設定する。使用目的やその必要性、危険性やトラブルについても親子で考える。
2. 適切な使用に関する約束を決める。
 - ・小学生は午後7時以降、中学生は午後10時以降使用しない。
 - ・人との会話中や食事中、勉強時間中は使用しない。
 - ・歩行中や自転車運転中は使用しない。
 - ・情報モラルを守る。ネット上で、仲間はずしをしたり、個人情報を流さない。 など
3. 保護者も学校等で行われる情報モラル教室等に参加し、携帯電話等の使用に伴うトラブルや犯罪被害、ネットを介したいじめ等について理解を深め、学校と協力し、家庭でも指導を行う。



令和 5 年度公民館等の開館時間の短縮について（報告）

令和 5 年度における公民館等の社会教育施設について、下記のとおり開館時間（夜間枠）を短縮することができることとしたので報告いたします。

記

1. 開館時間の短縮理由

夜間における施設の使用頻度は地域によって差があるため、その利用状況に応じて効率的・効果的な運用を行い、施設の維持管理に係る人件費、光熱水費等の経費節減を図るもの。

2. 対象施設

- (1) 下関市立公民館（全 3 4 館）
- (2) 下関市菊川ふれあい会館
- (3) 下関市生涯学習センター（全 2 館）
- (4) 下関市ふれあいセンター（全 3 館）
- (5) 下関市滝部活動拠点施設
- (6) 下関市角島開発総合センター

3. 期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日（令和 5 年度）

4. 開館時間の短縮基準

- (1) 夜間枠の使用がない場合

ア 原則、前日の午後 5 時までに夜間枠の使用許可したものがない場合、閉館時刻を午後 9 時（1 2 月 1 日から 3 月 3 1 日は午後 8 時）とすることができる。

なお、土曜日・日曜日・祝日・8/13-8/16 期間（以下「休日等」という。）

については、1週間前の午後5時までに夜間枠の使用許可したものがない場合は、閉館時刻を午後5時とすることができる。

※午後5時閉館を想定し、夜間対応の公民館職員のシフト調整を行うため

- イ 吉母公民館、川中公民館分館、菊川・豊田・豊浦・豊北教育支所管内公民館、ふれあいセンター、滝部活動拠点施設、角島開発総合センターは、原則、前日の午後5時までに夜間枠の使用許可したものがない場合、平日及び休日等の閉館時刻を午後5時とすることができる。

(2) 夜間枠の使用がある場合

- ア 午後9時を経過し夜間枠の使用が全て終了した場合、その時点をもって閉館することができる。ただし、午後9時より前に夜間枠の使用が全て終了した場合は、午後9時（12月1日から3月31日は午後8時）をもって閉館することができる。
- イ 夜間枠の使用が少ない施設（上記（1）イの施設）は、平日又は休日等のいずれの場合であっても、夜間枠の使用が全て終了した時点をもって閉館することができる。

報 告 事 項
令 和 5 年 2 月 2 8 日
文 化 財 保 護 課

綾羅木郷遺跡史跡指定記念日イベント開催に伴う考古博物館
の夜間臨時開館について

下関市立考古博物館の設置等に関する条例第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり開館時間を変更するので報告いたします。

記

1 開館時間を延長する日時

令和5年 3月11日（土） 17時～20時

2 理由

本市の文化財保護の原点といえる綾羅木郷遺跡の史跡指定日を記念し、地元地域団体である川中まちづくり協議会等と連携し、夜間イベント「Candle Night 2023 in 下関市立考古博物館」を開催するため。

3 内容

別紙参照

【根拠条例】

下関市立考古博物館の設置等に関する条例

平成17年2月13日

条例第122号

(開館時間等)

第3条 考古博物館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、入館は午後4時30分までとする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

キャッシュレス決済導入実証事業の開始について

1. 事業概要

市民のデジタルの利活用についての理解と行動変容を促進し、市民QOL向上に基づいたスマートシティを推進することを目的に、キャッシュレス決済導入の実証実験を令和5年3月9日より開始。

総合政策部企画課が地方創生推進交付金事業において実施。

【実証事業参加施設】

歴史博物館・長府庭園・庭球場

【対応するキャッシュレス決済サービス】

クレジットカード・電子マネー・QRコード

2. 主な経費

導入費用（令和4年度予算）

手数料	31 千円	【内訳】キャッシュレス決済手数料
委託料	668 千円	【内訳】POS レジ導入業務 562 千円
		光回線配線委託業務 106 千円

保守費用（令和5年度予算）

手数料	18 千円	【内訳】キャッシュレス決済手数料
委託料	138 千円	【内訳】POS レジ保守管理 106 千円
		決済端末利用料 32 千円

下関市豊浦勤労青少年ホーム・下関市立黒井公民館の集約化計画について

1. 計画の概要

(1) 目的

「下関市公共施設等総合管理計画（平成27年度）」及び「公共施設の適正配置に関する方向性（平成30年度）」に基づき、豊浦勤労青少年ホームを近隣の類似施設である黒井公民館と機能を集約し、令和7年4月1日を目途に豊浦勤労青少年ホームを廃止し、黒井公民館として用途変更することを目的として、集約化計画の策定を報告するもの。

(2) 対象施設

豊浦勤労青少年ホーム（産業立地・就業支援課所管）

黒井公民館（豊浦教育支所所管）※民間施設の建物を一部賃借

(3) 計画期間

令和5年度から令和14年度まで

2. これまでの取組み

(1) 下関市議会議員・黒井公民館運営委員への説明

令和4年10月13日（木）

(2) 豊浦勤労青少年ホーム及び黒井公民館施設利用者説明（両日、同じ内容）

令和4年10月16日（日）、21日（金）

(3) 集約化計画素案の公表

令和4年11月15日（火）

市ホームページ掲載・施設配置（豊浦総合支所、豊浦勤労青少年ホーム、豊浦教育支所管内公民館4館、ふれあいセンター2館）

(4) 希望調査等

令和4年11月・施設定期利用団体を対象として調査し、集約したものを12月の意見交換会の資料とした。

(5) 意見交換会（両日、同じ内容）

計画素案と上記（4）の集約資料を基に、意見聴取を行った。

令和4年12月2日（金）、3日（土）

下関市豊浦勤労青少年ホーム

下関市立黒井公民館

集約化計画

(個別施設計画)

未定稿

定稿次第、差し替えます



下関市豊浦勤労青少年ホーム

令和 年 月

下関市

第1章 計画の概要	1. 背景と目的 2. 集約化計画の位置づけ	… 1
第2章 集約化 対象施設	1. 豊浦勤労青少年ホーム 2. 黒井公民館 3. 2施設の集約化	… 3 … 4
第3章 計画期間		… 5
第4章 施設の 基本情報		
第5章 黒井公民館の あり方	1. 公民館の機能 2. 黒井公民館と豊浦勤労青少年ホーム のこれまでの活動 3. これからの黒井公民館 用途変更計画図	… 6 … 8
第6章 対策の 優先順位の 考え方	1. 利用状況及び経済性 2. 法定耐用年数及び使用目標年数 3. 対策を実施する際に考慮すべき事項	…10 …11
第7章 施設の状態等	1. これまでの主な修繕等 2. 点検・診断によって得られた 施設の状況及び改修等計画	…12
第8章 対策内容と 実施時期	1. 対策費用の比較 2. 実施時期 3. 進行管理及び見直し方法	…14 …17 …18
資料編	利用状況(詳細)	…19

1. 背景と目的

本市の「集会施設（勤労福祉施設）」（以下「勤労福祉施設」という。）は、主に昭和40年代から平成初頭にかけて整備されています。今後10～20年後には、本市の勤労福祉施設全てが建築後50年以上経過するため、これらの施設を維持していくためには、建物の改修や設備更新等の大規模改修が必要不可欠です。

そこで、施設ごとに中長期的な視点で具体的な対応方針を定め、今後の整備を計画的に実行し、適正な維持管理を行うことを目的として、令和3年度に下関市勤労福祉会館、下関市勤労者総合福祉センター、下関市豊田農村勤労福祉センターを対象とした「下関市勤労福祉施設 個別施設計画Ⅰ」を策定しました。

勤労福祉施設の一つである下関市豊浦勤労青少年ホーム（以下「豊浦勤労青少年ホーム」という。）についても、築後39年となり、ほかの施設と同様に施設及び設備の老朽化による経年劣化が徐々に進行し、雨漏りや設備の故障等が発生すると、その都度、応急的に修繕をしている状況です。今後、適切に維持管理をするためには、長寿命化を図る改修及び設備の更新を効果的かつ計画的に実施する必要があります。

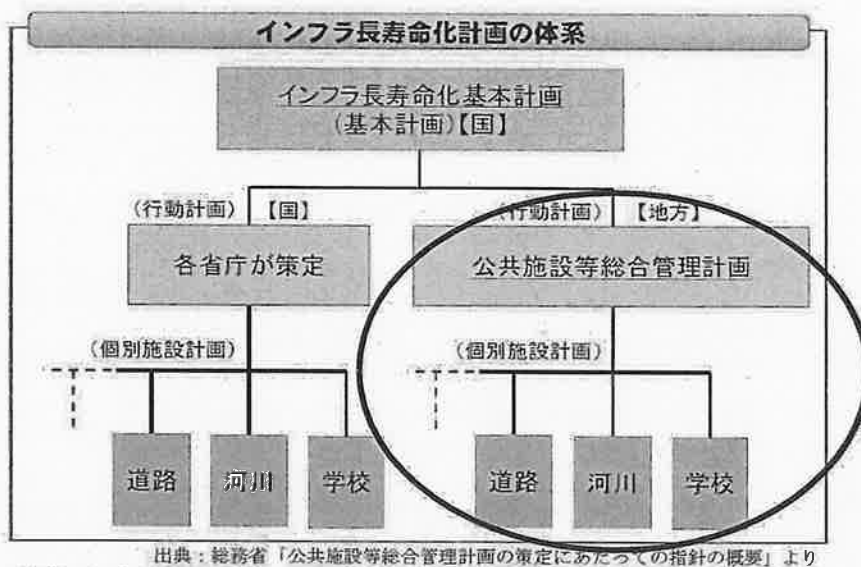
また、近隣の類似施設である下関市立黒井公民館（以下「黒井公民館」という。）は、民間施設の一部を活用し、賃借料を負担しています。活動の拠点である各室全てが階段で昇降する2階にあり、利用率は高くありません。

以上のことから、豊浦勤労青少年ホームと黒井公民館を集約化し、施設機能の効率的な維持を図るため、今後の施設の維持管理に係る計画を策定します。

2. 集約化計画の位置づけ

本市では、今後の施設の維持管理及び更新等のあり方を方向づけるために、平成26年度に「下関市公共施設マネジメント基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しました。この基本方針を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計

画的な管理を推進するため、平成27年度に「下関市公共施設等総合管理計画」を定め、全公共施設を対象に状況の把握や維持管理及び更新のあり方などが検討されてきました。本計画は、これらの計画等に基づき個別施設計画として策定します。



公共施設等総合管理計画の概要

- 【計画期間】** 20年間（平成27年度～令和16年度）
- 【基本理念】** 次の世代に負担をかけない安全・安心な施設を引き継ぎ、魅力ある「新しいまちづくり」を推進していきます
- 【基本方針】**
- 方針1 施設の適正配置と施設総量の縮減
 - 方針2 施設の予防保全による長寿命化
 - 方針3 施設の効率的かつ効果的な運営
- 【基本目標】** 公共施設の延床面積を最低30%以上縮減

期 間		縮 減 率
前期	平成27年度 ～ 令和4年度（8年間）	△ 7%
中期	令和5年度 ～ 令和10年度（6年間）	△ 10%
後期	令和11年度 ～ 令和16年度（6年間）	△ 13%
合 計		△ 30%

第2章 集約化対象施設

平成30年度には、「公共施設の適正配置に関する方向性」（以下「適正配置方向性」という。）において、個別の施設の存廃、複合化や集約化、譲渡などの方向性が示されました。

この適正配置方向性では、豊浦勤労青少年ホームについては、「築35年で耐震性もあることから、前期（平成27年度～令和4年度）に近隣の類似施設である黒井公民館と機能を集約し、引き続き活用する方向で検討します。」と記されています。また、黒井公民館については、「民間施設の一部を活用している公民館です。賃借料が発生していることから、前期に近隣の類似施設である下関市豊浦勤労青少年ホームと機能を集約し、建物の賃借を終了する方向で検討します。」と示されています。

1. 豊浦勤労青少年ホーム

昭和45年に施行された「勤労青少年福祉法」は、平成27年に「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改正（勤労青少年の福祉の増進を図る目的から、青少年の雇用の促進等を図る目的に改正）されたことにより、豊浦勤労青少年ホームの設置根拠規定が廃止されました。

また、現状の施設利用者において、勤労青少年としての会員登録者の利用実績はなく、近隣の黒井公民館同様、幅広い世代に利用され、その利用実態も教養の向上や文化活動、健康の増進など、市民活動が主なものとなっています。

以上のことから、豊浦勤労青少年ホームは役割を十分に果たし、勤労青少年のための施設としては、その役割を終えた施設といえます。

2. 黒井公民館

旧下関市との合併前の平成12年度から民間の建物の一部について賃貸借契約を締結し、市の施設である黒井公民館として活用してきました。活動の拠点である各室全てが階段で昇降する2階にあり、高齢者や車椅子利用者など自立歩行が困難な方にとって、施設利用が難しい状態にあります。なお、豊浦勤労青少年ホームとは徒歩圏内（100m）の距離です。

3. 2施設の集約化

豊浦勤労青少年ホーム及び黒井公民館は、いずれも地域における集会施設の機能を有しており、現利用者の活動内容からも類似施設であるといえます。このため、豊浦勤労青少年ホームの建物を引き続き活用して、令和7年4月を目途として、この2施設を集約化します。黒井公民館として用途を変更し、限られた財源を効果的に使用しながら、建物の維持補修及び長寿命化を図ることにより、社会教育施設としての機能を維持していきます。

【維持・運営管理費等】

豊浦勤労青少年ホーム

(単位：千円)

	R 1	R 2	R 3
人 件 費	3,964	4,148	4,494
光 熱 水 費 等	1,019	947	991
修 繕 料 等	974	933	998
歳 出 計	5,957	6,028	6,483
歳 入 計	550	469	439
歳出計－歳入計	5,407	5,559	6,044

黒井公民館

(単位：千円)

	R 1	R 2	R 3
人 件 費	5,823	5,538	5,919
光 熱 水 費 等	21	16	27
賃 貸 借 料 等	2,559	2,538	2,574
歳 出 計	8,403	8,092	8,520
歳 入 計	435	313	310
歳出計－歳入計	7,968	7,779	8,210

第3章 計画期間

本計画における計画期間は、令和5年度から令和14年度までとします。今後、社会経済情勢や本市財政状況の変化、関連する計画の策定・変更、見込み費用の変動等、公共施設を取り巻く環境が大きく変わった場合には、随時、計画の見直しを行います。また、令和12年度を目途に、令和15年度以降を含めた見直しを行うこととします。

第4章 施設の基本情報

本計画における対象施設の基本情報は、下記のとおりです。2施設の集約化により、約775㎡を減積します。

(内訳 黒井公民館 ▲778.98㎡+エレベーター設置 4.00㎡)

豊浦勤労青少年ホーム								
所在地	豊浦町大字黒井 2351 番地					運営形態	直営	
設置条例	下関市勤労青少年ホームの設置等に関する条例							
	建築年		構造			耐震性	延床面積	
本館	昭和 58 年 (1983 年)		鉄筋コンクリート 2 階			○	947.24 ㎡	
増築部分	平成 10 年 (1998 年)		軽量鉄骨 2 階			○	112.83 ㎡	
倉庫 1	平成 5 年 (1993 年)		木造 1 階			○	14.90 ㎡	
倉庫 2	平成 10 年 (1998 年)		鉄骨 1 階			○	39.61 ㎡	
指定緊急 避難場所	地震	津波	高潮	土砂 災害	洪水	指定 避難所	収容 人員	
	○	○	○	○	○		353 人	

出典：避難所情報・・・「下関市地域防災計画資料編」

※豊浦総合支所黒井支所（本館1階：25.91㎡）との複合施設

黒井公民館				
所在地	豊浦町大字黒井 2345 番地 1			運営形態 直営
設置条例	下関市立公民館の設置等に関する条例			賃貸借面積 778.98㎡
	建築年	構造	耐震性	延床面積
会館	平成元年 (1989年)	鉄筋コンクリート 2階	○	1,301.00㎡

1. 公民館の機能

社会教育法において、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的」としています。この目的を達成するために、「定期講座の開設や講習会等の開催、図書等を備え、その利用を図ること、体育・レクリエーション等に関する集会の開催、各種団体・機関等との連絡、施設を公共的利用に供すること」を行うこととされています。

また、公民館は身近な学習拠点というだけでなく、交流の場として重要な役割を果たしています。地域の防災拠点としての機能も求められています。

2. 黒井公民館と豊浦勤労青少年ホームのこれまでの活動

黒井公民館では、「市民学級」として料理教室、健康体操教室、ゆかたの着付教室、初心者向けスマートフォン教室等、「地域ふれあい活動」としてフラワーアレンジメント教室、タイルアート教室、竹馬作り教室等を開催してきました。

また、豊浦勤労青少年ホームと黒井公民館を会場として、写真や子どもたちの絵などを展示する部門と、太極拳、日本舞踊や中学生の吹奏楽演奏を披露する演芸部門として、文化祭を行ってきました。令和2年度から4年度までは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しましたが、1年の活動の成果を発表する場として、地域の方々が楽しみにされている行事の一つです。

3. これからの黒井公民館

集約化後の黒井公民館（現豊浦勤労青少年ホーム）では、これまでに両施設で活動してきた地域の方々が引き続き活動できるように、また、新たに公民館での活動を始める人たちの利用の促進に努め、施設を改善していくよう検討していきます。

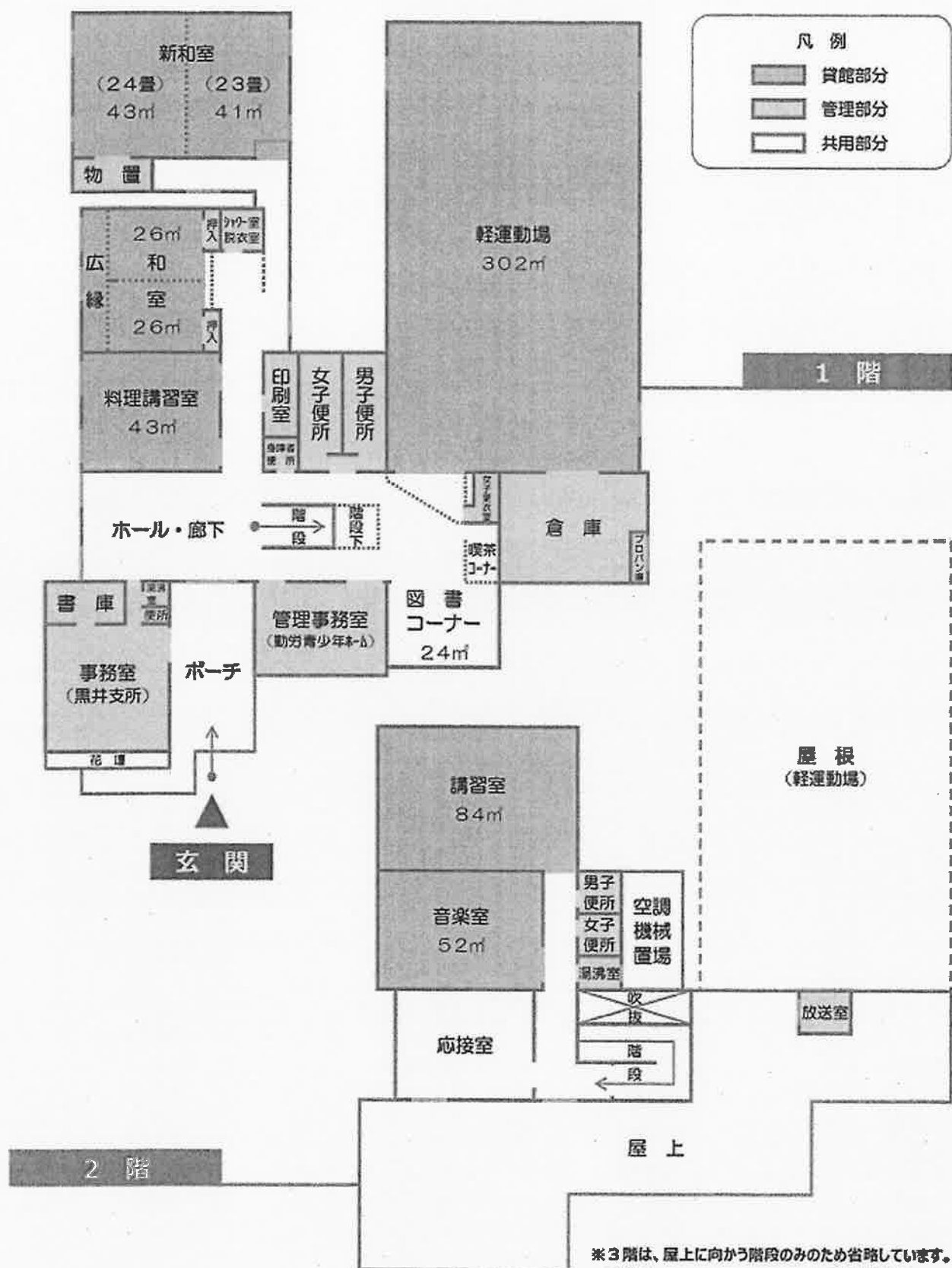
また、日頃の活動を発表する場として、文化祭を継続していくことも公民館としての大切な役割の一つです。地域の方々と共に、新しい文化祭を築いていけるように取り組んでいきます。

更に、公民館が培ってきた黒井地区の方々との関係を生かしながら、地域の実態に応じた学習と活動を結びつけ、まちづくりにつなげる地域の拠点施設を目指します。

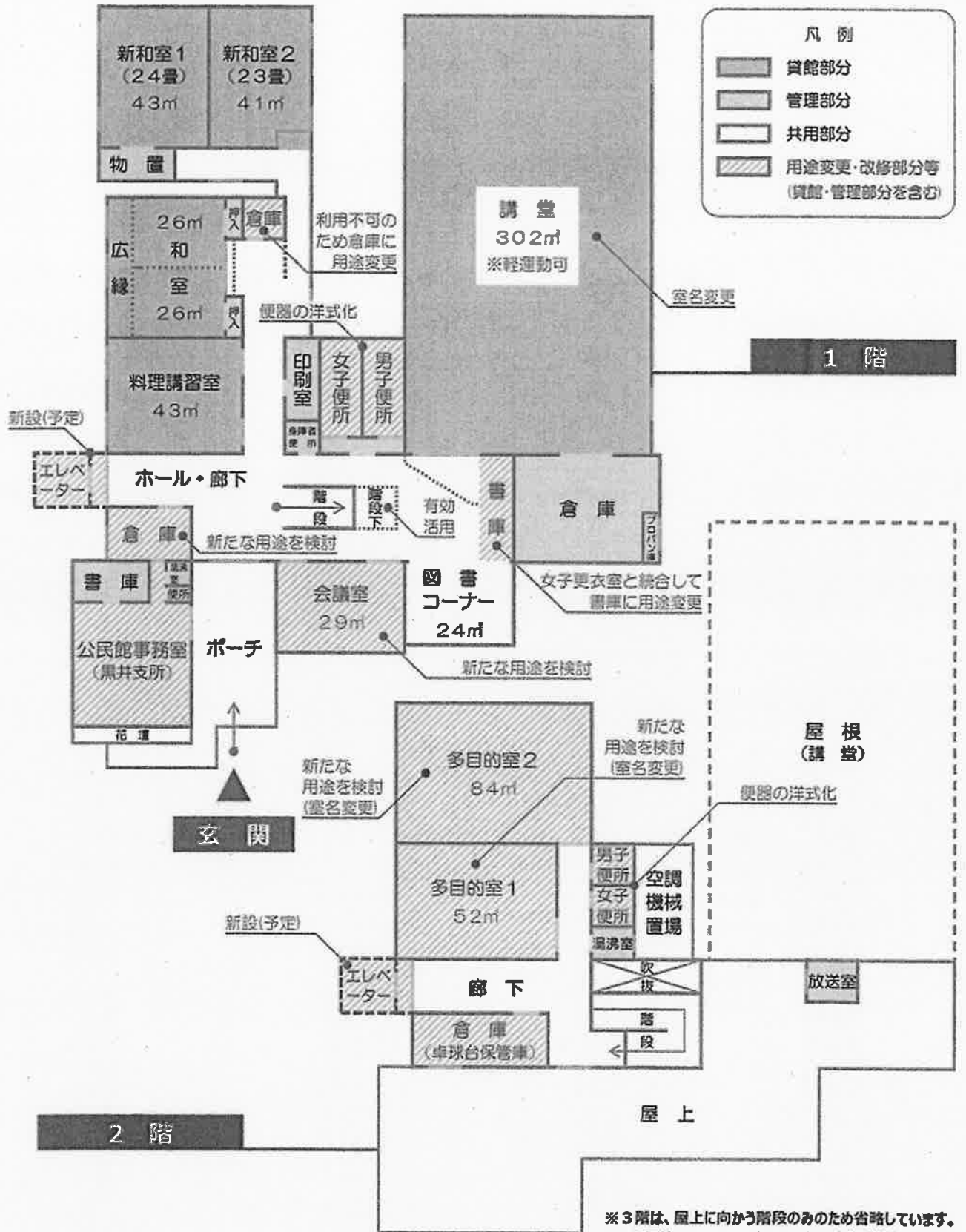


用途変更計画図

変更前（現在）



変更後（将来）



第6章 対策の優先順位の考え方

1. 利用状況及び経済性

令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策のため、相当日数の臨時休館を行ったことから、いずれも令和元年度の状況です。

〔利用率〕 $\text{利用コマ数} \div \text{利用可能コマ数}$

※コマ数 貸し出しの単位（午前・午後・夜間）の数

〔経済性〕 $(\text{歳出} - \text{歳入}) \div \text{利用者数} = \text{利用者1人当たりの年間維持管理費}$

No.	施設名	利用者数 (人)	利用率 (%)	経済性 (円/人)
1	豊浦勤労青少年ホーム	15,113	28.4	357
2	黒井公民館	7,813	13.8	1,019

利用者数、利用率、経済性の計算に用いた歳出・歳入の出典

「下関市公共施設カルテ」（令和元年度版）

※豊浦勤労青少年ホームのみ。黒井公民館は、上記に基づき積算

【過去5年間の利用状況】

※令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策のため、各年度とも約60日間休館しました。

		H29	H30	R1	R2	R3
豊浦 勤労 青少年 ホーム	利用者数（人）	14,160	14,577	15,113	10,557	9,678
	利用者数/日	48	49	51	42	40
	利用率	28.7%	28.7%	28.4%	26.8%	25.1%
黒井 公民館	利用者数（人）	9,881	8,290	7,813	4,060	3,805
	利用者数/日	32	26	25	13	12
	利用率	16.9%	14.9%	13.8%	12.1%	11.2%

2. 法定耐用年数及び使用目標年数

〔法定耐用年数〕 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第一に掲げるもの」

〔使用目標年数〕 社団法人日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」では、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造については官公庁の「普通の品質」は60年を代表値としていることから、施設の長寿命化後の使用目標年数を60年とします。

施設名	建築年	経過 年数	法定 耐用 年数	使用目標年数	
豊浦勤労青少年ホーム（本館）	1983	39	47	2043 年	60 年間

3. 対策を実施する際に考慮すべき事項

（1）施設の予防保全による長寿命化

躯体の劣化の低減や維持管理の容易性向上の観点に立ち、調査や点検を行い、その結果に基づいて予防保全的な改修等を行います。

また、工事の実施に当たっては、財政状況を勘案し、施設の不具合の状況に照らして、緊急度の高いものから優先順位を付して行う施設保全の仕組みを検討します。

（2）施設の効率的かつ効果的な運営

施設の光熱水費、委託費等の維持管理費を節減する等、施設の効率的かつ効果的な運営に努めます。

第7章 施設の状態等

1. これまでの主な修繕等

平成24年度から令和3年度までの10年間に、市が負担した修繕費等をまとめました。

平成24年度	消防用設備不良改修 ほか	318 千円
平成25年度	軽運動場水銀灯修繕 ほか	528 千円
平成26年度	屋上防水改修工事 ほか	2,269 千円
平成27年度	引込柱開閉器盤安定器箱修繕料 ほか	1,575 千円
平成28年度	軽運動場壁修繕 ほか	569 千円
平成29年度	自動ドア修繕 ほか	490 千円
平成30年度	給水管漏水修繕 ほか	453 千円
令和 元年度	音楽室照明設備修繕 ほか	277 千円
令和 2年度	事務室照明設備の修繕 ほか	187 千円
令和 3年度	消防用設備修繕 ほか	356 千円
計		7,022 千円

2. 点検・診断によって得られた施設の状態及び改修等計画

(1) 点検・診断結果

点検・診断内容	直近点検診断時期	点検・診断結果
消防用設備保守点検	令和4年2月	機器点検：誘導灯の不良有（1カ所） 令和4年7月に改修済 総合点検：煙感知器の不良有（1カ所） 令和4年7月に改修済

(2) 最優先すべき工事等

本計画において最優先すべき工事等は機能回復を含め、次の4点とします。

①エレベーター設置工事

豊浦勤労青少年ホームは、2階への移動が階段での昇降のみであるため、高齢者や車椅子利用者など自立歩行が困難な方にとって、施設利用が難しい状態にあり、2部屋の利用率は約20%（平成29年度～令和元年度）程度です。2施設を集約化するに当たり、2階の有効活用を図ることが必要です。

また、黒井地区自治会連合会からの要望、地元説明会等においても、「エレベーターの設置」を強く望む声が数多く寄せられました。

更に、本施設は、「下関市地域防災計画」において指定緊急避難場所と指定避難所であることから、災害時の避難者にとって必要なスペースの確保やバリアフリー化を最優先とする必要があります。

以上のことから、建物の強度維持や設置場所の確保を検討し、新たにエレベーターを設置することとします。

②水道管埋設工事

平成30年12月に、敷地外の水道管引き込み元から建物内まで埋設してある水道管（インターロッキングの下部）からの漏水発生時、正確な漏水箇所が特定できなかったため、可能性がある水道管の一部を地上の



仮設水道管

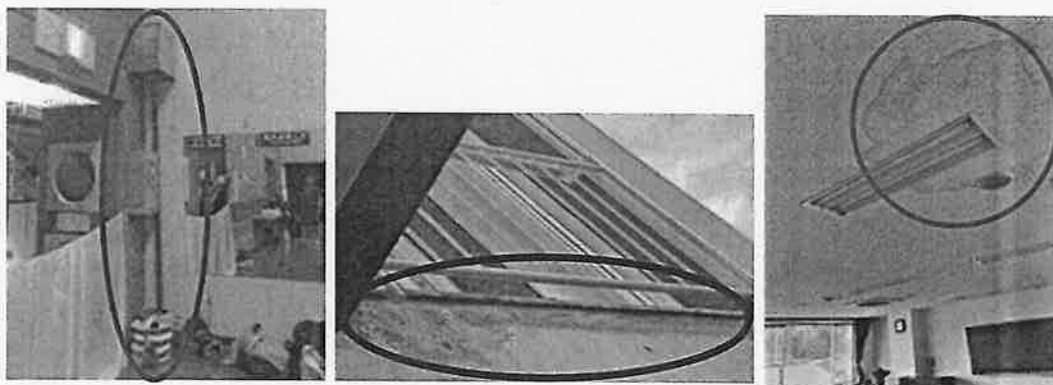
仮設水道管でつなぎ、現在に至っています。仮設水道管は、保温が十分でなく、低温により凍結し、利用に支障をきたすこともあるため、早急に埋設工事を行います。

③屋根防水工事

豊浦勤労青少年ホームの階段の踊り場周辺、軽運動場や1階トイレ周辺など、施設内の複数箇所で数年前から雨漏りが確認されています。

現在は仮の水受けを設置するなどして応急対応をしているものの、状況が悪化すれば、天井の落下が懸念されるほか、階段踊り場周辺では、雨漏りによるコンクリートの劣化、部分的な欠落も確認されており、利用者に危険が及ぶ可能性もあります。

本施設は、「下関市地域防災計画」で指定緊急避難所と指定避難所であることから、利用者及び避難者の安全性の確保を最優先とし、屋根防水工事を行います。



各室の雨漏り

④照明のLED化

現在、豊浦勤労青少年ホームの一部では照明に水銀ランプを使用しています。

平成29年8月発効の「水銀に関する水俣条約」により、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、令和2年12月31日に開始された規制により、一般照明用の高圧水銀ランプの製造及び輸出入ができなくなりました。今後、水銀ランプの入手が困難になれば、施設運営に支障をきたすため、早急にLED照明に更新します。

(3) 改修等計画

令和5年度	エレベーター設置工事 地質調査	4,130 千円
"	エレベーター設置工事 構造設計	670 千円
"	水道管埋設工事	843 千円
"	屋根防水工事	9,157 千円
令和6年度	エレベーター設置工事 (キュービクル設置工事を含む)	78,547 千円
"	喫茶コーナー解体撤去改修工事	2,337 千円
"	講習室・音楽室床改修工事	1,885 千円
"	各室照明器具のLED化	未定
令和9年度まで	軽運動場(講堂)空調設置工事	未定
"	トイレ洋式化工事	3,773 千円
"	バリアフリー対策工事 玄関前天井・スロープ補修	未定
"	Wi-Fi設置工事	434 千円
令和14年度まで	本館空調設備改修	未定
"	コンクリート補修(外壁等のひび割れ、 浮き、欠損、鉄筋の発錆等)	未定
"	浄化槽改修	未定
計		101,776 千円

第8章 対策内容と実施時期

1. 対策費用の比較

(1) 2施設を存続した場合と集約化した場合

2施設の集約化により、維持・運営管理費は、2施設を存続する場合と比較して10年間で5,535万円を縮減することが可能となります。

※ この章に限り、豊浦勤労青少年ホームを「青少年ホーム」という。

【集約化後の維持・運営管理費 10年間の比較】

直近の令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策のため、相当日数の臨時休館を行ったことから、算出に用いる単年度の数字は令和元年度の実績を用いています。

(単位：千円)

	2施設存続 の場合 (a)	2施設集約化 の場合 (b)	差 額 (b - a)
人 件 費	97,870	58,230	△39,640
光 熱 水 費 等	10,400	20,280	9,880
修 繕 料 等	13,990	13,990	0
賃 貸 借 料 等	25,590	0	△25,590
歳 出 計	147,850	92,500	△55,350
歳 入 計	9,850	9,850	0
歳出計－歳入計	138,000	82,650	△55,350

a 2施設存続の場合

〔人件費〕

「第2章3. 2施設の集約化【維持・運営管理費等】」

(3,964 千円 + 5,823 千円) × 10 年 = 97,870 千円
青少年ホーム 黒井公民館

〔光熱水費等〕

「第2章3. 2施設の集約化【維持・運営管理費等】」

(1,019 千円 + 21 千円) × 10 年 = 10,400 千円
青少年ホーム 黒井公民館

〔修繕料等〕

「第7章1 これまでの主な修繕等」H24～R3 計 7,022 千円 ÷ 10 年 = 702 千円

(702 千円 + 974 千円 - 277 千円) × 10 年 = 13,990 千円
年平均 「第2章3」 「第7章1」
 青少年ホーム 青少年ホーム
 修繕料等 修繕料

〔賃貸借料等〕

「第2章3. 2施設の集約化【維持・運営管理費等】」

2,559 千円 × 10 年 = 25,590 千円
黒井公民館

b 2 施設集約化の場合

〔人件費〕

「第2章3. 2施設の集約化【維持・運営管理費等】」

5,823 千円 × 10 年 = 58,230 千円
黒井公民館

〔光熱水費等〕①～③は見込み

「第2章3. 2施設の集約化【維持・運営管理費等】」

① 利用者増加見込み分 1,019 千円 × 0.5 ÷ 509 千円

② エレベーター保守点検費 300 千円

③ キュービクル保安管理費 200 千円

(1,019 千円 + 509 千円 + 500 千円) × 10 年 = 20,280 千円
青少年ホーム 上記① 上記②+③

〔修繕料等〕

「第7章1 これまでの主な修繕等」H24～R3 計 7,022 千円 ÷ 10 年 ÷ 702 千円

(702 千円 + 974 千円 - 277 千円) × 10 年 = 13,990 千円
年平均 「第2章3」 「第7章1」
青少年ホーム 青少年ホーム
修繕料等 修繕料

(2) 青少年ホームを建替えた場合

青少年ホームを同規模（1,060㎡）で建替えた場合、将来的にかかる更新費用を下記の考え方にに基づき、表内の「市民文化系、社会教育系、行政系等施設」の単価を元に試算します。

「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」（抜粋）

公共施設等の建築物の種類ごとの更新（建替え）の単価については、公共施設等の建築物の種類により建物構造等が異なることから、できる限り現実に即したものとするために、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を元に用途別に4段階の単価を設定する。この単価は、落札価格ではなく、予定価格又は設計価格を想定して設定している。

（建替えに伴う解体、設計料等については含むもの。）

更新（建替え）	
市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設	36万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等	33万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡

〔建替え費用〕

$$400 \text{ 千円/m}^2 \times 1,060 \text{ m}^2 = 424,000 \text{ 千円} \cdots \textcircled{1}$$

〔10年間の維持・運営管理費〕

「第8章1.(1)【維持・運営管理費 10年間の比較】」

2施設集約化の場合を建替えした場合の費用として試算

$$82,650 \text{ 千円} \cdots \textcircled{2}$$

〔建替え費用 + 10年間の維持・運営管理費〕

$$\underset{\text{上記①}}{424,000 \text{ 千円}} + \underset{\text{上記②}}{82,650 \text{ 千円}} = 506,650 \text{ 千円}$$

(3) 青少年ホームを建替えた場合と2施設を集約化した場合

建替えた場合の10年間の費用と比較すると、2施設を集約化した場合は約3億2千3百万円を縮減することが可能となります。

(単位：千円)

	建替え (a)	集約化 (b)	差 額 (b-a)
対 策 費 用	506,650	184,426	△322,224

※ 上記表内の集約化費用

〔改修費用 + 集約化後の10年間の維持・運営管理費〕

$$\underset{\textcircled{1}}{101,776 \text{ 千円}} + \underset{\textcircled{2}}{82,650 \text{ 千円}} = 184,426 \text{ 千円}$$

上記① 「第7章2.(3)改修等計画」 計 101,776 千円

上記② 「第8章1.(1)【集約化後の維持・運営管理費 10年間の比較】」

2施設集約化の場合 歳出計-歳入計 82,650 千円

2. 実施時期

対策については、「第6章 対策の優先順位の考え方」と「第7章 施設の状態等」を基準とし、講ずる措置の内容や実施時期を総合的に判断します。ただし、施設の劣化や不具合の状況による緊急を要する工事等が発生した場合には、適時、優先度の見直しをします。この場合の「緊急を要する」とは、次の(1)から(6)までとします。

◆「緊急を要する」とは

- (1) 地盤の沈下等により主要構造部の障害が著しく、緊急に補強等の措置が必要なもの
- (2) 常時執務又は常時通行に供している部分で、部材のはく落等により人身事故のおそれのあるもの
- (3) 屋根、外壁、外部建具等からの漏水があるもの
通常の降雨時において、執務室、電算室、電気室等に漏水があり、部分補修が不可能なもの
- (4) 条例、行政指導等により改善を求められているもの
し尿浄化槽の改設、便所の水洗化、飲用不適格と判定された給水設備の改設、老朽化のため機能低下した消火設備等
- (5) 設備の主要機器で老朽化が著しく、故障が頻発する状態にあるもの
腐食等により漏水の著しい給水設備又は汚水排水設備で部分補修が不可能なもの
- (6) その他特に緊急を要し、要求年度内に実施する必要があるもの

出典：国土交通省「緊急度判定基準」平成29年3月29日改訂版 国営計第111号

3. 進行管理及び見直し方法

本計画は計画期間を令和14年度までの今後10年間として、令和12年度を目途に令和15年度以降を含めた見直しを行い、施設の総量や配置の適正化を検討します。

本計画の実施や見直しについては、市議会への報告や市ホームページへの掲載等により、市民への周知を図っていきます。

資料編

下関市豊浦勤労青少年ホーム 利用状況（部屋別）

※ 時間帯 午前：9時～12時 午後：13時～17時 夜間：18時～22時
 ※ R2、R3は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置として、各年度とも約60日間休館しました。
 ※ 時間帯利用率は、部屋ごとに集計したことにより10ページと一部異なっています。

階層	H29				H30			R1			R2			R3		
	部屋名	面積 (㎡)	収容 人数	時間帯 利用率 (%)	時間帯 利用率 (%)	部屋 利用率 (%)	時間帯 利用率 (%)	時間帯 利用率 (%)	時間帯 利用率 (%)	部屋 利用率 (%)	時間帯 利用率 (%)	時間帯 利用率 (%)	部屋 利用率 (%)	時間帯 利用率 (%)	部屋 利用率 (%)	
1 階	軽運動場	302	202	午前	83.2		80.7		76.6		84.0		82.1		73.0	
				午後	75.1	74.4	74.9	73.6	76.2	72.5	78.7	76.5	83.8			
				夜間	53.0		53.0		52.8		54.4		53.1			
	料理講習室	43	18	午前	5.7		6.0		6.1		3.6		5.8		4.5	
				午後	5.7	5.0	5.7	5.0	5.7	5.0	3.6	2.5	5.8	4.5		
				夜間	2.7		2.3		2.3		0.0		2.0			
	和室	52	30	午前	5.7		6.7		6.8		0.4		2.9		24.4	
				午後	68.6	31.3	67.7	31.7	67.4	31.6	65.2	26.8	61.8	24.4		
				夜間	14.5		15.2		15.6		10.5		8.7			
	新和室	84	45	午前	13.8		14.8		13.9		10.5		12.0		18.3	
				午後	41.2	20.4	41.7	21.0	40.4	20.1	43.8	19.7	41.9	18.3		
				夜間	3.0		3.0		2.7		1.6		1.2			
2 階	音楽室	52	14	午前	13.8		13.5		13.6		3.2		8.2		15.0	
				午後	17.9	18.2	17.5	17.9	16.6	17.1	24.2	16.4	23.6	15.0		
				夜間	19.6		19.5		18.3		19.0		13.2			
	講習室	84	36	午前	24.7		24.4		23.1		20.2		19.9		14.9	
				午後	21.3	22.5	21.7	22.6	20.7	21.4	20.6	18.4	17.0	14.9		
				夜間	17.6		18.0		17.0		11.3		7.8			
	施設全体 (共有スペース 除く)	617	345	午前	24.5		24.3		23.3		20.3		21.8		25.1	
				午後	38.2	28.6	38.1	28.6	37.8	28.4	39.3	26.8	39.0	25.1		
				夜間	18.4		18.4		18.1		16.1		14.3			

下関市立黒井公民館 利用状況（部屋別）

- ※ 時間帯 午前：9時～12時 午後：13時～17時 夜間：18時～22時
 ※ R2、R3は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置として、各年度とも約60日間休館しました。
 ※ 時間帯利用率は、部屋ごとに集計したことにより10ページと一部異なっています。

階層	部屋名	面積 (㎡)	収容 人数	時間帯	H29			H30			R1		R2		R3	
					時間帯 利用率 (%)	部屋 利用率 (%)	時間帯 利用率 (%)	時間帯 利用率 (%)	部屋 利用率 (%)	時間帯 利用率 (%)	時間帯 利用率 (%)	部屋 利用率 (%)	時間帯 利用率 (%)	部屋 利用率 (%)	時間帯 利用率 (%)	部屋 利用率 (%)
2階	第1研修室	287	200	午前	57.0	43.2	53.7	39.2	57.1	57.1	55.6	35.5	49.2	26.2	49.2	26.2
				午後	25.9		21.7		19.8	19.8			13.0		14.9	
				夜間	47.1		45.3		29.9	29.9			15.0		14.4	
	第2研修室	27	22	午前	4.8	7.2	3.4	5.3	6.0	6.0	14.0	4.9	8.2	9.5	8.2	9.5
				午後	15.0		11.8		6.1	6.1			10.5		18.8	
				夜間	2.0		1.1		3.1	3.1			0.7		1.5	
	第3研修室	44	16	午前	22.2	18.3	19.5	15.8	18.7	18.7	15.4	12.9	10.2	12.1	10.2	12.1
				午後	28.2		24.0		17.4	17.4			19.1		21.5	
				夜間	4.6		3.7		2.5	2.5			0.9		4.6	
	和室	31	20	午前	7.3	11.0	6.4	10.1	10.6	10.6	2.0	12.1	2.0	9.4	2.0	9.4
				午後	9.8		6.6		12.2	12.2			29.0		26.6	
				夜間	15.8		14.7		13.7	13.7			0.0		0.0	
	調理室	44	24	午前	10.9	4.8	8.6	3.8	7.8	7.8	3.2	3.4	1.6	1.1	1.6	1.1
				午後	2.5		2.1		1.6	1.6			1.8		1.6	
				夜間	0.8		0.2		0.0	0.0			0.0		0.0	
	施設全体 (共有スペース 除く)	433	282	午前	20.4	16.9	18.3	14.8	20.0	20.0	18.0	13.7	14.2	11.7	14.2	11.7
				午後	16.3		13.2		11.4	11.4			14.7		16.7	
				夜間	14.1		13.0		9.8	9.8			3.3		4.1	

下関市豊浦勤労青少年ホーム
下関市立黒井公民館
集約化計画

令和5年(2023年)N月
下関市 産業振興部 産業立地・就業支援課
下関市 教育委員会 教育部 豊浦教育支所